

TAC税理士講座

2024年合格目標

上級コース

# 酒税法

LIQUOR TAX

1 回体験講義用テキスト



034-0879-1007-16



# 酒税法上級コース上級テキストNo.1 コントロールタワー

回数	教材  テ　　マ	上級テキスト	トレーニング	理論マスター	第1章 「TAC出版」 計算問題十過去問題集
第1回	講義 ① 酒税法を学習するに当たって 酒類の判定（酒類の定義等） 課税標準及び税率 納税義務の成立	P. 1 } P. 82	問題1 } 問題7	1-1	問題1 } 問題3
第2回	演習 ①（通信添削問題） 理論テーマ 納税義務の成立 計算テーマ 本試験形式の総合計算問題	/	/	/	/
第3回	講義 ② 申告及び納付等 酒類の判定（酒類の判定プロセス） （清酒）（合成清酒）（みりん） （ビール）（発泡酒） （その他の醸造酒）ほか	P. 85 } P. 160	問題8 } 問題13	5-1 } 5-3	問題4  問題5
第4回	演習 ② 理論テーマ 移出酒類の申告納付等 計算テーマ 本試験形式の総合計算問題	/	/	/	/
第5回	講義 ③ 酒類の判定（焼酎） （ウイスキー・ブランデー） （スピリッツ） （果実酒・甘味果実酒）ほか	P. 163 } P. 206	問題14 } 問題21	/	問題6  問題7
第6回	演習 ③（通信添削問題） 理論テーマ 引取酒類の申告納付等ほか 計算テーマ 本試験形式の総合計算問題	/	/	/	/
第7回	講義 ④ 酒類の判定（みなし製造）ほか 納税の担保	P. 209 } P. 250	問題22 } 問題25	6-2	問題8  問題9
第8回	演習 ④ 理論テーマ 納税の担保 計算テーマ 本試験形式の総合計算問題	/	/	/	/

## TAC方式 酒税法の学習テーマの全体系

テーマ番号	学 習 テ ー マ	テ キ ス ト	
1	酒税法を学習するに当たって	No. 1	
2	酒類の判定	No. 1	No. 2
3	課税標準及び税率	No. 1	No. 2
4	免 税		No. 2
5	税額控除		No. 2
6	納税義務の成立	No. 1	
7	製造免許及び販売業免許		No. 2
8	申告及び納付等	No. 1	
9	納税の担保	No. 1	
10	酒類製造者等の受忍義務等		No. 2

## 凡 例

略式名称	正式名称
法 .....	酒税法
令 .....	酒税法施行令
規 .....	酒税法施行規則
措 法 .....	租税特別措置法
措 令 .....	租税特別措置法施行令
措 規 .....	租税特別措置法施行規則
解 通 .....	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達(法令解釈通達)

## 引 用 例

法6の3①二 .....	酒税法第6条の3第1項第二号
令50① .....	酒税法施行令第50条第1項
規13② .....	酒税法施行規則第13条第2項
解通3清酒関係2 .....	法令解釈通達酒税法第3条清酒の定義関係2
解通87関係4 .....	法令解釈通達租税特別措置法第87条関係4

# テキスト

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ  
P 1～82



# 第 1 回

< 今回の学習内容 >

## ●講 義①

### ●テーマ 1 酒税法を学習するに当たって

### ●テーマ 2 酒類の判定

2-1 酒類の定義等

### ●テーマ 3 課税標準及び税率

3-1 税額計算の体系

3-2 酒類の区分と課税上の分類

3-3 税率の適用関係

3-4 課税標準の原則

3-5 酒税額の計算

3-9 発泡酒の税率

### ●テーマ 6 納税義務の成立

6-1 納税義務の成立の原則

6-2 納税義務の成立の特例

6-3 収去酒類の非課税等

6-4 酒税法違反による納税義務の成立

6-5 課税標準における注記事項





# テーマ 1 酒税法を学習するに当たって

理論：重要度 ★★

計算：重要度 ★★

上級コースとしての学習の心得を紹介していくとともに、理論的な背景となる酒税の性格及び酒税法の特色について学習していく。



## 学習のポイント

1. 酒税の性格及び酒税法の特色そのものが本試験の理論で問われる可能性は低いですが、本試験の理論問題で問われる趣旨を組み立てていくに当たって、必要不可欠な内容となっているため、キーワードを正確に押さえること。
2. 法律(税法)で用いられる慣用語の意味及び用法を押さえることが、正確な理論暗記の土台となる。
3. 受験に必要な範囲を一通り学習し終えているという、上級コースとしての学習方法を確立させること。

# 1-1 上級コース酒税法合格必勝法

## ① 合格率12%の意味及び合格率の推移

税理士試験は、入試と同じ競争試験、つまり、相対評価の資格試験であり、成績上位者12%以内の受験生しか合格することができない。したがって、自己採点の得点が80点でも全体の平均点が90点である場合には、合格することができない。逆に自己採点の得点が50点でも全体の平均点が40点である場合には、合格することができる。

年度 項目	第68回・ 平成30年度	第69回・ 令和元年度	第70回・ 令和2年度	第71回・ 令和3年度	第72回・ 令和4年度
受験者数	546 人	492 人	446 人	470 人	454 人
合格者数	70 人	61 人	62 人	59 人	60 人
合格率	12.8 %	12.4 %	13.9 %	12.6 %	13.2 %

## ② 上級コースの学習の心得

上級コースでは、講義と演習の2形式の授業を行っていきます。具体的な授業の進め方としては、基礎マスター・速修コースの授業の2回分相当の内容を講義の回1回分で学習していき、次の演習の回で本試験形式の制限時間2時間の問題を解いてもらうことにより、講義内容の理解度や暗記度をチェックしていきます。このように上級コースは、講義と演習の回が上手くリンクすることにより合格を確実なものにしていく内容になっています。

そこで、効果的な授業の受け方ですが、講義の回では、そのボリュームから受験に必要な範囲を一通り学習し終えていることを前提とし、ハイペースな進め方になりますので、自分にとって弱点と思われる項目については、あらかじめ本テキストで予習しておくようにして下さい。そして、講義の学習内容がそのまま次の演習の出題内容になっていますので、復習(演習に向けた理論暗記及び総合計算問題の練習)を怠らないようにして下さい。また、演習の回では、失点箇所を必ず見直すことにより、受けっぱなしにならないように注意して下さい。

### ③ 理論学習の心得

#### (1) プラス志向で臨め！

是が非でも合格してみせるというプラス志向で理論暗記に取り組むようにすること。暗記は辛い、暗記は嫌だといったマイナス志向で理論暗記に取り組んでも、覚えたつもりになっただけで、努力は空回りし、本試験当日は覚えたつもり状態で本番に臨むことになってしまう。

#### (2) 効果的に暗記しろ！

理論マスターを見ずに答案用紙にスラスラ書くことができるようにするためには、主語、条件(場合、とき)、てにをは、接続詞(又は、もしくは、及び、並びに)、結論といった文章のポイントを起点、中継点、終点にしたメリハリのある押さえ方が大切になってくる。用語単位のブツ切りの暗記方法では、途中で書けなくなってしまったり、文章の意味が通らない答案になってしまう。点と点を結び付けた経路を辿る押さえ方が効果的な暗記方法である。この暗記という作業は、まとめて時間を取ってやったからといって効果が上がるものではない。むしろ、日々のすき間の時間を利用した地道なやり方の方が効果的である。

#### (3) 1度覚えた理論は忘れるな！

本試験当日に向けて1度覚えた理論は、忘れない努力を怠ってはならない。忘れない努力とは、点と点を結び付けた経路を辿る、速読の要領で毎日理論に目を通して読むということである。自信のない理論ほど読む回数を増やしていく。読んだ回数の多さで暗記の定着度は決まる。

#### (4) 階段式に理論の題数を増やせ！

理論暗記は、今日1題押さえたら、明日は前日の1題を含めて2題押さえ、そして、明後日は前日以前2日間の2題を含めて3題押さえるというように、階段式に題数を増やすやり方でなければ、本試験当日までに必要な題数をそろえることはできない。

#### (5) 理論どうしの関連性を持たせろ！

過去出題された理論問題のタイプには、酒税法の規定そのものを問う個別問題、いくつかの個別問題の一部を組み合わせた総合問題、そして、ある事例についての関連規定を問う事例問題の3つがある。各問題とも酒税法の規定と合わせて、その規定が設けられている理由(趣旨)が問われていることが、出題の特徴であるといえる。したがって、理論対策としては、総合問題や事例問題も個別理論の集合体であることから、まず、理論マスターに収録されている個別理論を趣旨とともに正確に覚えることが重要になる。

なお、個別理論を覚えるに当たっては、例えば、納税義務の成立(理論マスター1-1)と申告及び納付(理論マスター5-1)との関係、免許ごとの差異(理論マスター2-1から2-5)、免税ごとの差異(理論マスター3-1から3-3)というように、個別理論どうしの関連性を持たせたやり方をとることが、総合・応用理論対策につながっていく。

理論マスター	理論のテーマ	ランク
1-1	納税義務の成立	A
2-1	酒類の製造免許	A
2-2	酒母又はもろみの製造免許	B
2-3	酒類の販売業免許	B
2-4	製造免許等の欠格要件	C
2-5	必要な行為の継続等	B
3-1	未納税移出	A
3-2	未納税引取	A
3-3	輸出免税	A
3-4	外航船等に積み込む酒類の免税	C
3-5	輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税	B
4-1	酒税額の控除等	A
4-2	被災酒類の酒税額の控除等	B
5-1	移出酒類についての申告及び納付等	A
5-2	引取酒類についての申告及び納付等	A
5-3	納期限の延長	A
6-1	みなし製造	B
6-2	納税の担保	A
6-3	原料用酒類の移出の禁止	B
6-4	酒母又はもろみの処分又は移出の禁止	B
6-5	酒類製造者等の受忍義務	B
6-6	酒類の定義等	C

**(6) 理論は埋めれば何とかなるほど甘くはない！**

酒税法の理論の題数は他の税法科目に比べると少ないと言える。したがって、出題の可能性が高いAランクの理論が本試験でオーソドックスな個別形式や簡単な総合形式で出題された場合には、合格の可能性のある受験生の全員がほぼ同レベルで一字一句正確に答案を作成してくるため、理論は正確に書けて当たり前というのが合格の最低条件になる。つまり、この場合には、実質的に合否は理論の出来ではなく、計算の出来で決まると言ってもよい。大量失点につながる不正確な答案や解答項目が網羅できていない答案では、理論の段階で不合格になってしまう。理論暗記で心得てほしいことは、理論は答案用紙を埋めたら得点になるわけではないということである。税法という法律の内容を問うのが理論問題である。解答する側(受験生)も法律の表現(理論マスター)で解答しなければならない。理論暗記に取り組むに当たっては、一字一句正確に覚えるという姿勢で臨むようにすること。

**(7) 書きっぱなしにするな！**

理論がしっかり書けたという答案作成者である受験生の意識と採点者が目を通す結果(答案用紙)は、必ずしも一致しない。99%正確に書けている理論の解答であったとしても、最後の1%の結論が不正確だったり、核心部分となる1%の表現が脱落していたら、本試験では一発で不合格の憂き目にあうことになる。演習の授業では、計算問題の解答時間を多少犠牲にしても、最後の3分は、速読の要領で理論の見直しに充てること。1点でも多く取る答案、減点されない答案を目指してもらいたい。理論は埋めれば何とかなるほど甘くはない。

**(8) 採点者の気持ちで答案を作成しろ！**

答案に目を通し、評価をするのは、採点者である。答案作成に当たっては、タイトルをしっかり示し、読みやすい書式、読みやすい字を心掛け、採点者に対して解答者の意思が伝わる答案作成を心掛けること。

## ④ 計算学習の心得

### (1) 判定理由の書き方を徹底的に覚えてまねろ！

酒類の判定については、17品目ある各酒類の製造方法や原料の範囲などの知識を正確に押さえるだけでは、正確な判定理由をスムーズに書けるようにはなれない。また、問題を解く都度、判定理由の書き方を考えているようでは、曖昧な判定理由になってしまったり、制限時間内に解き終えることができなくなってしまう。テキスト、トレーニングや計算問題＋過去問題集の判定理由の書き方を徹底的に覚えてまねること。

### (2) 問題を繰り返し解け！

税額計算の問題の解答手順は、一本道である。したがって、解答手順をいかにパターン化することができるのが得点アップ、そして、スピードアップの秘訣になってくる。そのためには、税率以下の計算については、即断即決ができるレベルまで問題を繰り返し解くことが必要になってくる。

### (3) 採点者の気持ちで答案を作成しろ！

答案に目を通し、評価をするのは、採点者である。答案作成に当たっては、答案用紙の書式に従い、商品名、酒類の品目名、タイトル、単位(ℓ、kℓ、円、度など)や端数処理(切捨、切上、四捨五入など)を必ず示すことにより、採点者に対して解答者の意思が伝わる答案作成を心掛けること。

### (4) 解きっぱなしにするな！

制限時間を無視した問題練習や失点箇所をしっかりと見直さないようなやり方では、得点アップやスピードアップを図り、合格圏内に入ることはできない。

<メ モ>

## 1-2 酒税の性格

酒類のための消費支出は、国民消費支出の中で相当な地位を占めており、酒税収入も、古くから国税収入の中で常に上位を占める重要な地位にあり、比較的安定した収入となっている。したがって、相当高率な税金が課されている酒類は、国にとって重要な財政物資であるといえる。

では、租税としての酒税の性格を考えてみよう。

### ① 酒税は間接税である

酒税は間接税の一つである。酒税の納税義務者は、国産酒類の製造者や輸入酒類の輸入業者であるが、酒税を実質的経済的に負担するのは酒類の消費者である。製造者や輸入業者により納付される酒税は、卸売業者や小売業者といった流通段階を経て、消費者に到達するまでの間、酒類の価格に含まれて、順次、取引の前者から後者へと転嫁され、最終的に消費者が負担することになる。

### ② 酒税は内国消費税である

酒税は内国消費税の一つである。酒類の消費が日本国内において行われる場合には、国産酒類、輸入酒類を問わずに、酒税が課されることになる。

なお、国産酒類であっても、輸出されるものについては、日本国外で消費されるため、酒税を免除することになっている(これを輸出免税という)。

## ❗ここを覚える!

1. 酒税の納税義務者は、国産酒類の製造者や輸入酒類の輸入業者であるが、酒税を実質的経済的に負担するのは酒類の消費者である。
2. 酒税は間接税である。
3. 酒税は内国消費税である。



# 1-3 酒税法の特色

## ① 製造場移出時課税制度及び保税地域引取時課税制度

酒税を最終的に負担する者は、その酒類を飲用する消費者である。したがって、消費税本来の建前からいえば、できるだけ最終消費に近い段階を酒税の納税義務者とするのが望ましい。

しかし、消費の段階をとらえると納税義務者の数が極めて多数にのぼることになり、徴税技術の点からみて実施不可能に近く、また、最小徴税費の原則(国が租税を集めるために必要な費用(徴税費)は、できるだけ少ない方がよいという考え方)にも沿わなくなる。

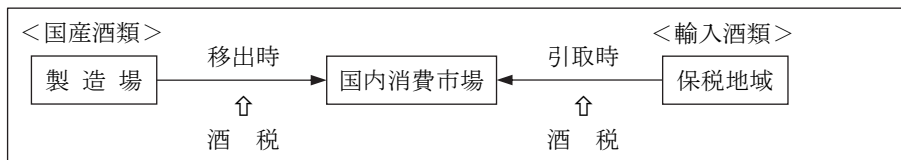
そこで、酒税法では、徴税技術の点から、酒類の生産、販売、消費の各段階の中で関係者の最も少ないものを酒税の納税義務者とし、納税義務の成立の要件を定めている。

### (1) 国産酒類（移出酒類）

酒類の製造者を納税義務者としており、国産酒類が製造されて製造場から流通過程に入る最初の時点である移出の時をとらえて納税義務を発生させる(製造場移出時課税制度)ことにし、移出酒類に酒税相当額を加えて販売することにより、酒税の転嫁を図っている。

### (2) 輸入酒類（引取酒類）

輸入酒類については、国内市場へ流通させる者として酒類引取者を納税義務者としており、輸入酒類が保税地域(輸入品を蔵置、管理しておく場所)から国内の流通過程に入る最初の時点である引取の時をとらえて納税義務を発生させる(保税地域引取時課税制度)ことにし、引取酒類に酒税相当額を加えて販売することにより、酒税の転嫁を図っている。



## ② 酒税法における税額確定手続

既に納税義務が成立した国税について、納付すべき税額の具体的な確定手続としては、申告納税方式か賦課課税方式かのいずれかによることになっているが、酒税法においては、国産酒類と輸入酒類とでは、税額確定手続の方式が異なっている。

### (1) 国産酒類（移出酒類）

原則として納税義務者（酒類製造者）自身が納付すべき税額を確定する申告納税方式が採用されているが、例外的に酒類等を無免許で製造した場合等については、賦課課税方式を採用している。

### (2) 輸入酒類（引取酒類）

輸入酒類（引取酒類）に係る酒税については、関税と一元的に申告、納税する仕組みになっていることから関税法上の分類を準用した規定となっており、申告納税方式と賦課課税方式の双方が採用されている。

## ③ 従量課税方式

消費税（消費税法における「消費税」とは異なる。）の課税標準（税率を乗ずる基準値）を決定する方法として、課税物品の数量による従量課税と課税物品の価格による従価課税の2つがあるが、酒税法においては、従量課税方式を採用している。

### (1) 国産酒類（移出酒類）の課税標準

その月中においてその製造場から移出した酒類の数量( $kl$ )

### (2) 輸入酒類（引取酒類）の課税標準

その引取りに係る酒類の数量( $kl$ )

## ④ 免許制度

酒類の製造及び販売を自由に行えるようにすると酒類業者が乱立し、過当な競争が行われ、その結果、酒税の保全を図ることが難しくなり、また、国民の保健衛生、飲酒事故、未成年者の育成等種々の方面に弊害が生じることになるため、酒税法においては、酒類の製造又は販売業について、免許制度が採用されている。したがって、無免許で行う酒類の製造又は販売業については、罰則規定が設けられている。

## ⑤ 酒類の分類と酒類の区分

酒税法では、酒類を次に掲げる17品目に区分して、その製法や性状等により大きく4種類に分類し、原則としてその分類によって税率を定め、各酒類の担税力に応じた従量税率を適用している。

酒類の分類（種類）	該当する酒類（品目）
発泡性酒類	ビール
	発泡酒
醸造酒類	清 酒
	果実酒
	その他の醸造酒
蒸留酒類	連続式蒸留焼酎
	単式蒸留焼酎
	ウイスキー
	ブランデー
	原料用アルコール
	スピリッツ
混成酒類	合成清酒
	みりん
	甘味果実酒
	リキュール
	粉末酒
	雑 酒

- ◆ その他の発泡性酒類（ビール及び発泡酒以外の酒類のうち、アルコール分が10度未満で発泡性を有するもの）は、品目の名称ではない。

## ❗ここを覚えろ！

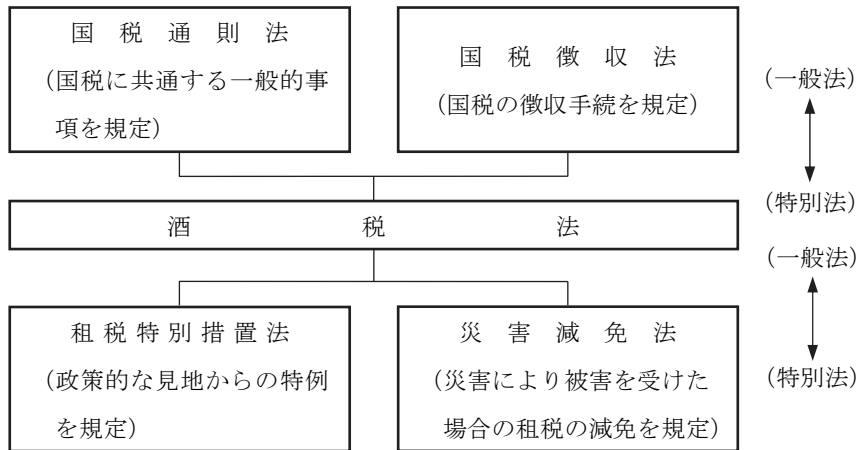
1. 酒税の課税時期は、国産酒類が製造場から移出された時(製造場移出時課税制度)又は輸入酒類を保税地域から引き取る時(保税地域引取時課税制度)である。
2. 酒税法においては、移出酒類については、原則として納税者自身が納付すべき税額を確定する申告納税方式が採用されているが、例外的に酒類等を無免許で製造した場合等については、賦課課税方式を採用している。  
引取酒類については、関税法の規定に従って、申告納税方式と賦課課税方式の双方が採用されている。
3. 酒税法においては、課税物品の数量による従量課税方式を採用している。
4. 酒類を製造し又は酒類の販売業を営もうとする者は、これらについての税務署長の免許が必要となる。
5. 酒税法では、酒類を17品目に区分して、その製法や性状等により大きく4種類に分類し、原則としてその分類によって税率を定め、各酒類の担税力に応じた従量税率を適用している。

# 1-4 税法条文の読み方

本試験の理論問題の合否は、題意に合わせて、いかに条文(理論マスター)に忠実に書いているかどうかで決まる。したがって、税法用語は正確であるが、文章の意味が通らない答案では得点を伸ばすことはできない。理論を正確に覚えることができるかどうかは、条文が正確に読めるかどうかにかかっている。条文を読むに当たって、必要な慣用語の用法を中心に学習していく。

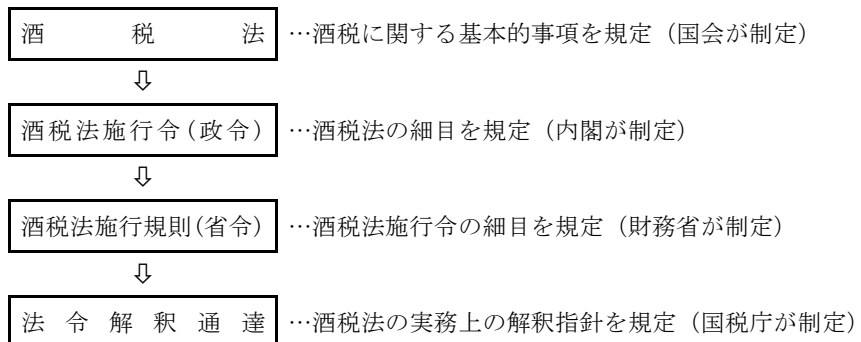
## ① 税法の体系

酒税法と他の税法との関係を一般法と特別法との関係(特別法の方が一般法よりも優先する。)から整理すると次のようになっている。



## ② 条文の体系

酒税法を中心とした条文の体系は、制定した者が誰であるかにより、次のようになっている。なお、租税特別措置法等の他の税法についても同様である。



### ③ 慣用語の用法

#### (1) 「場合」と「とき」(適用要件の書き方)

##### ① 条件が2つの場合

Aの場合において、Bのときは、

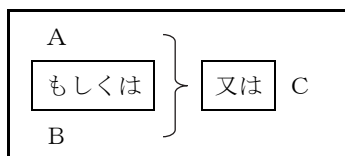
⇒ 条件Aを満たした上で、さらに条件Bを満たす必要がある。

##### ② 条件が1つの場合

Aの場合においては、又は Aのときは、

#### (2) 「又は」と「もしくは」(選択的接続詞)

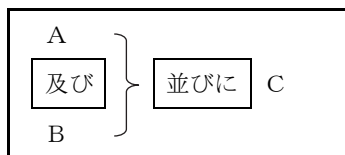
選択するものが2つある場合には「又は」を用いるが、選択するものが3つ以上あり、大きな選択と小さな選択とを連結する場合には、大きな選択には「又は」を用い、小さな選択には「もしくは」を用いる。



⇒ AとBの選択がまずあって、それとCの選択

#### (3) 「及び」と「並びに」(併合的接続詞)

併合するものが2つある場合には「及び」を用いるが、併合するものが3つ以上あり、大きな併合と小さな併合とを連結する場合には、大きな併合には「並びに」を用い、小さな併合には「及び」を用いる。



⇒ AとBの併合がまずあって、それとCの併合

#### (4) 「時」と「とき」

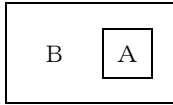
法律(税法)では、ある時刻の一点を指す場合には、必ず漢字の「時」を用いる。  
なお、仮名書きの「とき」は、「場合」と同様に条件を表すときに用いる。

#### (5) 「みなす」と「する」

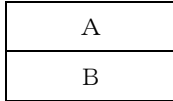
「みなす」とは、Aという事物と性質が異なるBという事物を、法律関係では同一視することをいい、反証は一切認められない。「みなす」と「する」とでは法律上の強制力が異なる。

(6) 「その他の」と「その他」

- ① 「Aその他のB」と用いた場合には、AはBの具体例である。つまり、AはBに含まれている。



- ② 「Aその他B」と用いた場合には、AとBは並列状態にある。つまり、AはBに含まれていない。



(7) 「者」「物」と「もの」

- ① 「者」とは、人格を持つ自然人(個人)及び法人を示す。  
② 「物」とは、人格者以外の有体物を示す。  
③ 「もの」とは、「者」及び「物」に該当しない抽象的なものを示したり、「～で～もの」の用法における「で」の直前の代名詞を示す。

(8) 「以上」「以下」と「超」「未満」

- ① 「以上」「以下」は、基準となる数量等を含む。  
② 「超」「未満」は、基準となる数量等を含まない。

(9) 「以前」「以後」と「前」「後」

- ① 「以前」「以後」は、基準となる時点を含む。  
② 「前」「後」は、基準となる時点を含まない。

## 1-5 本試験の出題傾向

---

---

### ① 理論問題の出題傾向

1題30点満点の出題が主流であるが、2題30点満点で出題されることもある。

過去出題された理論問題のタイプには、酒税法の規定そのものを問う個別問題、いくつかの個別問題の一部を組み合わせた総合問題、そして、ある事例についての関連規定を問う事例問題の3つがある。各問題とも酒税法の規定と合わせて、その規定が設けられている理由(趣旨)が問われていることが、出題の特徴であるといえる。したがって、理論対策としては、総合問題や事例問題も個別理論の集合体であることから、まず、理論マスターに収録されている個別理論を趣旨とともに正確に覚えることが重要になる。

### ② 計算問題の出題傾向

出題形式は、酒類の判定と酒税額の計算が1題70点満点の総合計算問題形式で出題されるパターンと、酒類の判定と酒税額の計算がそれぞれ独立した問題として、2題70点満点で出題されるパターンの2種類あるが、両者の解答の手順に差はない。

なお、第60回(平成22年度)の本試験からは、酒類の判定と酒税額の計算が基本的に1題70点満点の総合計算問題形式で出題されている。



## テーマ 2 酒類の判定

理論：重要度 ★

計算：重要度 ★★★

酒税法は、既に述べたように、酒類を17品目に分類しており、現実に存在する酒類は、必ずこの17品目のうちのいずれかに該当することになる。この17品目による分類は、醸造学上の分類を基礎とし、我が国における酒類消費の態様も勘案しながら、主として、酒類の原料とその製造方法の差異を基準として決定されたものである。

今回は、この17品目に分類された酒類の定義をこれから詳しく学習していくに当たって、必要となる酒類の定義などの基本的な用語の定義について学習していく。



### 学習のポイント

1. 酒類、酒母、もろみ及びこうじの定義を正確に押さえるとともに、酒母又はもろみの酒類の製造上における位置付けを理解すること。
2. 酒類の製造方法の3形態（「醸造」「蒸留」及び「混成」）の定義並びにこの3形態の相互関係を正確に押さえること。
3. アルコール分及びエキス分の定義を正確に押さえること。

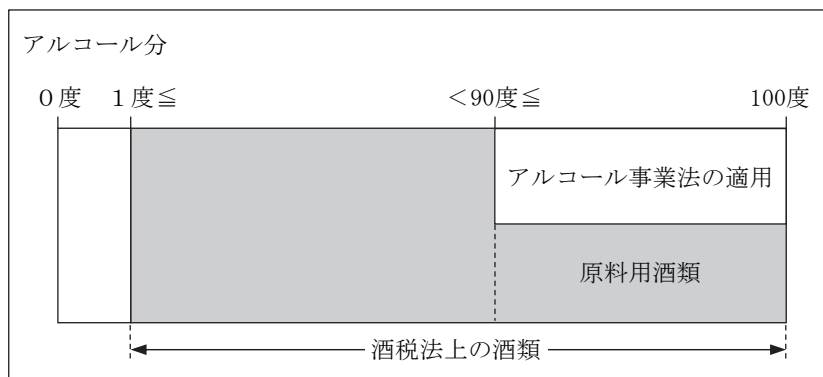
## 2-1 酒類の定義等

### ① 酒類の定義（法2①）

酒類とは、アルコール分1度以上の飲料をいう。

なお、次に掲げるものは、酒類に含まれることになる。

- (1) アルコール分が高いため、そのままでは飲用に供することができないものであっても、水その他の物品を混和して薄めれば飲用に供することができるもの。又は、水その他の物品と併せて飲用に供することができるもの。
- (2) 溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの（粉末酒）。
- (3) アルコール事業法の適用を受けるアルコール分90度以上のアルコールのうち、酒類の製造免許を受けた者が、その免許を受けた製造場において酒類の原料用として製造したもの（アルコール事業法の適用除外となる。）。



### ② 酒母の定義（法3二十四、規6）

酒母とは、次に掲げるものをいい、含糖質物を発酵させる能力を有する点の特徴である。

- (1) 酵母(菌類の一種)で含糖質物を発酵させることができるもの
- (2) 酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの
- (3) (1)又は(2)にこうじ(かび類を繁殖させたもの)を混和したもの

なお、製薬用、製パン用、しょうゆ製造用、みそ製造用の酵母は、酒税の保全上支障がないため、酒税法上の酒母からは除かれる。

### ③ もろみの定義（法3二十五）

もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こし（もろみを液状部分とかす部分とに分離する行為をいう。）又は蒸留する前のもの（これらの行為がないものは、主発酵が終わる前のもの）をいう。つまり、酒類として完成するに至らないものをいう。

### ④ こうじの定義（法3二十六）

こうじとは、でん粉質物又はこれと他の物品を混和したものに、かび類を繁殖させたもので、でん粉質物を糖化させることができるものをいう。

#### ○ こうじが特定の酒類の製造上必要な理由

アルコール分は、糖分を含む物質を発酵させることにより発生するが、例えば、米を主原料とする清酒を製造しようとする場合、米などの穀類と水だけでは、発酵が進まず、アルコール分を発生することができない。その理由は、米などの穀類の主成分はでん粉質物（炭水化物）であり、アルコール分を発生するのに必要な糖が含まれていないからである。そこで、米こうじ（蒸した米にこうじ菌というかび類を繁殖させたもの）を併せて使用することにより、米のでん粉質物を糖分に変化（糖化）させて、アルコール分を発生させている。

## ⑤ 酒類の製造方法の3形態

### (1) 醸造(発酵)

アルコール分は、糖分を含む物質を発酵させることにより発生するが、醸造とは、糖分を含む物質を発酵させることをいい、どんな酒類でも必ず1度はこの醸造という製造過程を経ることになる。

なお、醸造の段階で完成した酒類を醸造酒という。

### (2) 蒸留

蒸留とは、醸造酒やその半製品、醸造酒かす等のアルコール含有物を蒸留機により蒸留して、不純物を取り除き、より純度の高いアルコールにすることをいう。

なお、蒸留の段階で完成した酒類を蒸留酒という。

### (3) 混成

混成とは、醸造酒や蒸留酒などの酒類どうしを混和させたり、酒類に糖類、香味料、色素などの他の物品を加えることをいう。

なお、混成の段階で完成した酒類を混成酒という。

## ⑥ アルコール分の定義 (法3一)

アルコール分とは、温度15度の時において原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。

$$\text{アルコール分(度数)} = \frac{\text{アルコールの容量※}}{\text{酒類の容量}}$$

※ アルコールの容量=酒類の容量×アルコール分(度数)

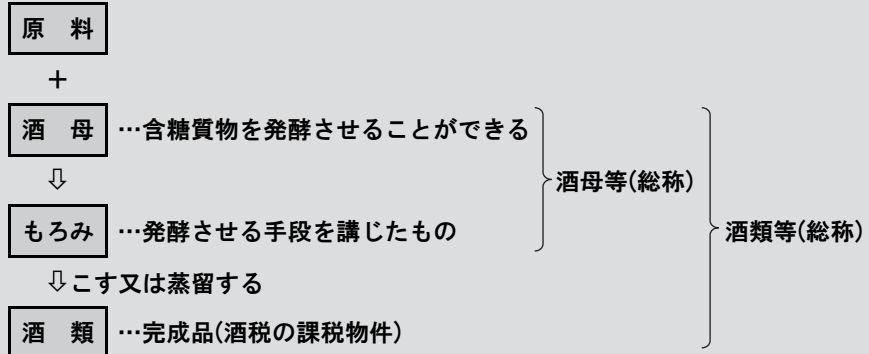
## ⑦ エキス分の定義 (法3二)

エキス分とは、温度15度の時において原容量100cm<sup>3</sup>中に含有する不揮発性成分のグラム数をいう。

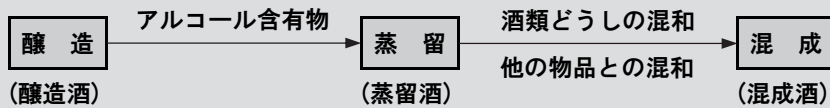
# ！ここを覚えろ！

## 1. 酒類、酒母又はもろみの関係

酒母又はもろみは、酒類(完成品)を製造する上での製造過程を表す用語である。



## 2. 酒類の製造方法の3形態の関係



3. アルコール分とは、温度15度の時において原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。

4. エキス分とは、温度15度の時において原容量100cm<sup>3</sup>中に含有する不揮発性成分のグラム数をいう。

<メ モ>

## テーマ 3 課税標準及び税率

計算：重要度 ★★★

酒税法では、酒類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取る酒類の数量に応じて、一定の金額の税率を適用して酒税を課す従量課税制度を採用している。

また、酒税法では、酒類に一率に同率の税率を適用する課税方式を避け、酒類を原料及び製造方法等により17品目に区分し、更に17品目に区分された各酒類に対して、税率を適用するに当たっては、製造方法及び性状等により4種類に分類し、原則としてその分類によって税率を適用することになっている。

そこで、今回の授業では、従量課税制度に基づく酒税額の計算は、具体的にどのような流れで行われ、そして、酒税の税率及び課税標準数量は、どのように算出されるのかを学習していく。



### 学習のポイント

1. 納付すべき酒税額の計算の解答フォーム(タイトル及び順序)を正確に押さえること。
2. 酒類の定義の区分(17品目の区分)と課税上の分類(4種類の分類)という2つの基準を正確に区別すること。
3. 課税上の分類(4種類の分類)に基づく税率表の読み方を正確に押さえること。
4. 課税標準数量のまとめ方及び端数処理を正確に押さえるとともに、具体的に納付すべき酒税額が求められるようになること。

## 3-1 税額計算の体系

● 納付すべき酒税額の計算の解答手順及び解答フォーム

第1段階	各酒類を原料及び製造方法等により17品目に区分する。
<p>1. 品目の判定</p> <p>A (清 酒) ～であるため、清酒に該当する。</p> <p>B (連続式蒸留焼酎) ～であるため、連続式蒸留焼酎に該当する。</p> <p>C (みりん) ～であるため、みりに該当する。</p> <p>D (ビール) ～であるため、ビールに該当する。</p>	
第2段階	17品目に区分した酒類を課税上の分類である4種類に分類して、参考資料として与えられる税率表を基に税率を求めらる。
<p>2. 税 率 (1kℓ当たり)</p> <p>A (清 酒) □□□円</p> <p>B (連続式蒸留焼酎) □□□円</p> <p>C (みりん) □□□円</p> <p>D (ビール) □□□円</p>	



第3段階	当月にその製造場から移出した酒類ごとの数量を基に課税標準数量を求める。
<b>3. 課税標準数量</b> A (清 酒) $\triangle\triangle\triangle k\ell$ B (連続式蒸留焼酎) $\triangle\triangle\triangle k\ell$ C (みりん) $\triangle\triangle\triangle k\ell$ D (ビール) $\triangle\triangle\triangle k\ell$ <b>※ 未納税移出又は輸出免税等の適用がある場合の記載</b> (1) 課税標準たる数量 (非課税以外の移出した数量) (2) 未納税移出又は輸出免税等の適用を受けようとする数量 (3) 課税標準数量 (1)−(2)	
第4段階	第2段階で求めた税率に第3段階で求めた課税標準数量を乗ずることにより、各酒類の移出に係る酒税額及びその合計額を求める。
<b>4. 酒税額</b> A (清 酒) $\square\square\square\text{円} \times \triangle\triangle\triangle k\ell = \bigcirc\bigcirc\bigcirc\text{円}$ B (連続式蒸留焼酎) $\square\square\square\text{円} \times \triangle\triangle\triangle k\ell = \bigcirc\bigcirc\bigcirc\text{円}$ C (みりん) $\square\square\square\text{円} \times \triangle\triangle\triangle k\ell = \bigcirc\bigcirc\bigcirc\text{円}$ D (ビール) $\square\square\square\text{円} \times \triangle\triangle\triangle k\ell = \bigcirc\bigcirc\bigcirc\text{円}$ <hr/> 酒税額の合計額 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\text{円}$	
第5段階	返品酒類に対して課された酒税額などがある場合には、控除税額として納付すべき酒税額の計算上、差し引くことになる。
<b>5. 控除を受けようとする酒税額</b> 控除税額の合計額 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\text{円}$	
第6段階	第4段階で求めた酒税額の合計額から第5段階で求めた控除税額の合計額を差し引いて、納付すべき酒税額を求める。
<b>6. 納付すべき酒税額</b> $4 - 5 = \bigcirc\bigcirc\bigcirc\text{円} \rightarrow \bigcirc\bigcirc\bigcirc\text{円}$ (100円未満切捨)	

## 3-2 酒類の区分と課税上の分類

### ① 酒類の区分（17品目による区分）（法3）

各酒類については、原料及び製造方法等により、次に掲げる17品目のうちいずれかに区分されることになる。

No.	品 目	No.	品 目
1	清 酒	10	ブランデー
2	合成清酒	11	原料用アルコール
3	連続式蒸留焼酎	12	発泡酒
4	単式蒸留焼酎	13	その他の醸造酒
5	みりん	14	スピリッツ
6	ビール	15	リキュール
7	果実酒	16	粉末酒
8	甘味果実酒	17	雑 酒
9	ウイスキー		

## ② 課税上の分類（4種類による分類）（法2、3、法附則34）

17品目に区分された各酒類に対して、税率を適用するに当たっては、製造方法及び性状等により、次に掲げる4種類に分類することになる。

酒類の分類（種類）	該当する酒類（品目等）
発泡性酒類	ビール
	発泡酒
	その他の発泡性酒類（※1）
醸造酒類（※2）	清酒
	果実酒
	その他の醸造酒
蒸留酒類（※2）	連続式蒸留焼酎
	単式蒸留焼酎
	ウイスキー
	ブランデー
	原料用アルコール
	スピリッツ
混成酒類（※2）	合成清酒
	みりん
	甘味果実酒
	リキュール
	粉末酒
	雑酒

※1 その他の発泡性酒類とは、ビール及び発泡酒以外の酒類のうち、アルコール分が10度未満で発泡性を有するものをいう。

例えば、アルコール分が10度未満で発泡性を有する清酒である場合には、醸造酒類の税率を適用するのではなく、発泡性酒類の税率を適用することになる。

なお、その他の発泡性酒類の要件を満たすものであっても、後述する発泡酒の要件を満たすものについては、その他の発泡性酒類から除かれる。

※2 その他の発泡性酒類に該当するものは除かれる。

## 3-3 税率の適用関係

### ① 税率の体系

(1) 4種類の分類に応じた1kl当たりの税率(原則)(法23、法附則36)

分類(種類)	基本税率	特別税率		
発泡性酒類	181,000円	発泡酒(注1) (アルコール分 10度未満)	麦芽比率25% 以上50%未満	155,000円
			麦芽比率25% 未満	134,250円
		ホップ又は財 務省令で定め る苦味料を原 料の一部とし たもので、一 定のもの(注 2)		
その他の発泡性酒類(注3)		80,000円		
醸造酒類	100,000円	—		
蒸留酒類	アルコール分21度 未満 200,000円	ウイスキー ブランデー スピリッツ	アルコール分37度未満 370,000円	
	アルコール分21度 以上 200,000円にア ルコール分20度 を超える1度ごと に10,000円加算			
混成酒類	アルコール分21度 未満 200,000円	合成清酒		100,000円
		みりん 雑酒(みりん類似酒類)		20,000円
	アルコール分21度 以上 200,000円にア ルコール分20度 を超える1度ごと に10,000円加算	甘味果実酒 リキュール	アルコール分13度未満	120,000円
			アルコール分13度以上※ 120,000円にアルコール分12度 を超える1度ごとに10,000円加算	
		粉末酒		390,000円

(注1) 令和5年10月1日以降、発泡酒の定義は次のとおりとなる。

発泡酒とは次に掲げる酒類（清酒の規定から原料用アルコールの規定までに掲げる酒類を除く。）で発泡性を有するもの（アルコール分が20度未満のものに限る。）をいう。

① 従来の発泡酒

麦芽又は麦を原料の一部とした酒類（麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたものを除く。）

② ホップ等を原料とした発泡酒

①に掲げる酒類以外の酒類で、ホップ又は一定の苦味料を原料の一部としたもの

③ ビールに類似する発泡酒

①又は②に掲げる酒類以外の酒類で、香味、色沢その他の性状がビールに類似するものとして一定のもの

上記①は従来から発泡酒として定義されているものであり、②及び③が改正により追加されたものである。詳細は、テーマ2-10で学習する。

(注2) ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とすることにより発泡酒となったもので特別税率(134,250円/kℓ)が適用されるものは、次に掲げる酒類(旧酒税法第23条第2項第三号イ及びロに掲げるものに該当するもの)に限られる。

① 糖類、ホップ、水、たんぱく質物分解物(大豆を原料とするものに限る。)及び酵母エキスを原料として発酵させた酒類でエキス分が2度以上のもの

② 糖類、ホップ、水、たんぱく質物分解物(大豆を原料とするものに限る。)、酵母エキス及びカラメルを原料として発酵させた酒類でエキス分が2度以上のもの

③ 糖類、ホップ、水、たんぱく質物分解物(えんどうを原料とするものに限る。)及びカラメルを原料として発酵させた酒類でエキス分が2度以上のもの

④ 糖類、ホップ、水、たんぱく質物分解物(えんどうを原料とするものに限る。)、カラメル及び食物繊維を原料として発酵させた酒類でエキス分が2度以上のもの

⑤ 糖類、ホップ、水、とうもろこし、たんぱく質物分解物(とうもろこしを原料とするものに限る。)、酵母エキス、アルコール、食物繊維、香味料、クエン酸三カリウム及びカラメルを原料として発酵させた酒類でエキス分が2度以上のもの

⑥ 発泡酒(麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた酒類で麦芽比率が50%未満のものに限る)に、次のいずれかのスピリッツを加えた酒類でエキス分が2度以上のもの

イ. 大麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物(大麦以外の麦を原料の一部としたものを除く。)を蒸留して製造したスピリッツ

ロ. 小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物(小麦以外の麦を原料の一部としたものを除く。)を蒸留して製造したスピリッツ

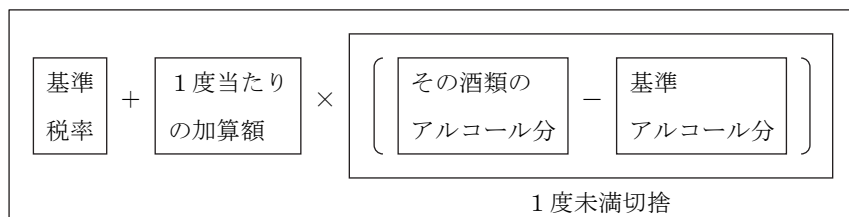
(注3) アルコール分が10度未満で発泡性を有するもののうち、ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部としたもの及び香味、色沢その他の性状がビールに類似するものは、発泡酒に該当することとなり、その他の発泡性酒類から除かれる。

(2) 低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例(措法87の2、法附則91)

アルコール分が13度未満の蒸留酒類で発泡性を有していないもの及びアルコール分が12度未満のリキュールで発泡性を有していないものの1kl当たりの税率については、上記(1)の税率にかかわらず、次のとおりになる。

分類	該当する酒類(品目)	特例税率
蒸留酒類等	連続式蒸留焼酎 単式蒸留焼酎 ウイスキー ブランデー スピリッツ リキュール	アルコール分9度未満 80,000円
		アルコール分9度以上13度未満 80,000円にアルコール分8度を 超える1度ごとに10,000円加算

● 基準アルコール分を超えた場合の加算調整



<メ モ>

## ② 発泡性酒類の税率のポイント

### (1) ビール

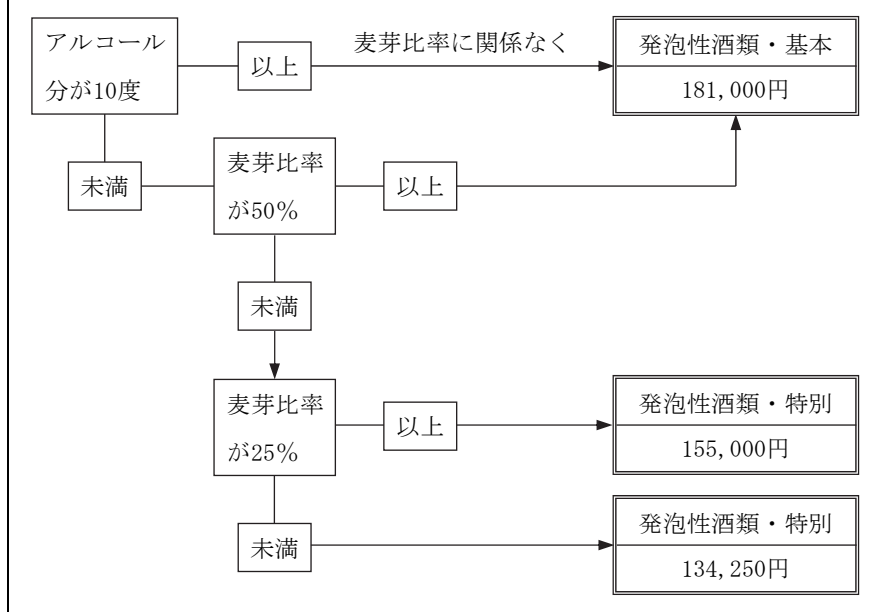
アルコール分に関係なく、基本税率181,000円が適用される。

### (2) 従来の発泡酒の税率の適用関係

麦芽比率(50%未満)に応じて、特別税率が適用される従来の発泡酒は、アルコール分が10度未満のものに限られる。

したがって、次に掲げる発泡酒については、基本税率181,000円が適用される。

- ① アルコール分が10度以上の発泡酒（麦芽比率は不問）
- ② 麦芽比率が50%以上の発泡酒（アルコール分は不問）



### (3) 麦芽比率

アルコール分が10度未満の従来の発泡酒については、麦芽比率に応じて、税率を決定する。

$$\text{麦芽比率} = \frac{\text{麦芽の重量}}{\text{水以外の原料の重量の合計}}$$

なお、麦芽を原料に使用せず、麦を原料の全部又は一部とした発泡酒(アルコール分10度未満)に対する税率の適用区分は、麦芽比率25%未満(134,250円/kℓ)になる。



## (4) その他の発泡性酒類

醸造酒類、蒸留酒類又は混成酒類のいずれかに分類される酒類であっても、アルコール分が10度未満で発泡性を有するものについては、発泡性酒類に分類され、その他の発泡性酒類に該当することになり、特別税率80,000円が適用される。

※ アルコール分が10度未満で発泡性を有するものであっても、「ホップ等を原料としたもの」並びに「ビールに類似するもの」はそれぞれ発泡酒に該当することとなり、その他の発泡性酒類から除かれ、税率80,000円は適用されない。詳細は、テーマ3-9で学習する。

## 設 例

- (1) ビール (アルコール分8度)
- (2) 発泡酒A (アルコール分7度)  
麦芽400kg、米700kg、でん粉500kg及び水1,600kgを原料としたもの
- (3) 発泡酒B (アルコール分10度)  
麦芽200kg、米500kg、でん粉300kg及び水1,000kgを原料としたもの
- (4) 清 酒 (アルコール分9度、発泡性あり)

## 解 説

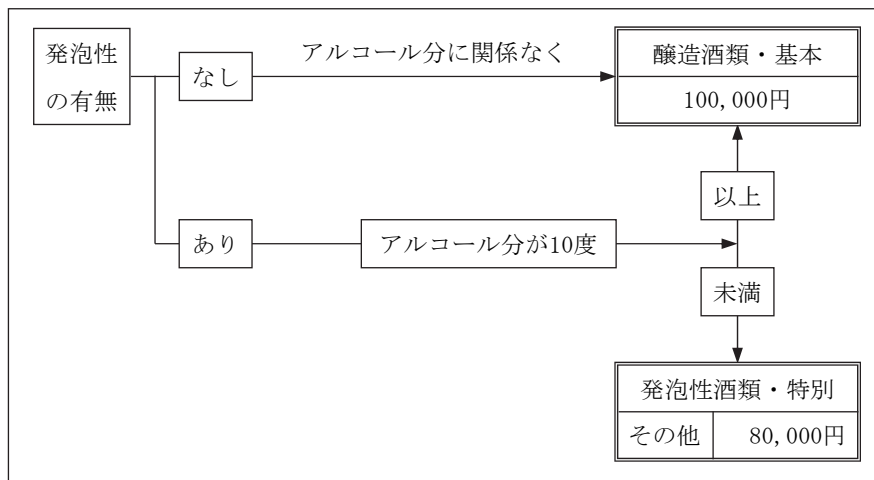
- (1) ビール  
181,000円
- (2) 発泡酒A
  - ① アルコール分7度<10度
  - ② 麦芽比率 =  $\frac{400\text{kg}}{400\text{kg} + 700\text{kg} + 500\text{kg}}$  (25%)  
25% ≤ 25% < 50%  
∴ 155,000円
- (3) 発泡酒B  
アルコール分10度 ≥ 10度  
∴ 181,000円
- (4) 清 酒  
その他の発泡性酒類 80,000円

### ③ 醸造酒類の税率のポイント

#### ● 醸造酒類の税率の考え方

醸造酒類(清酒、果実酒及びその他の醸造酒)の税率については、当該酒類がその他の発泡性酒類(アルコール分が10度未満で発泡性を有するもの)に該当するものかどうかを確認する必要がある。

#### ○ 清酒、果実酒及びその他の醸造酒の税率の適用関係



### 📄 設例

- (1) 清酒 (アルコール分17度、発泡性あり)
- (2) 果実酒 (アルコール分9度、発泡性あり)
- (3) その他の醸造酒 (アルコール分8度、発泡性なし)

### 📖 解説

- (1) 清酒  
100,000円
- (2) 果実酒  
その他の発泡性酒類 80,000円
- (3) その他の醸造酒  
100,000円

<メ モ>

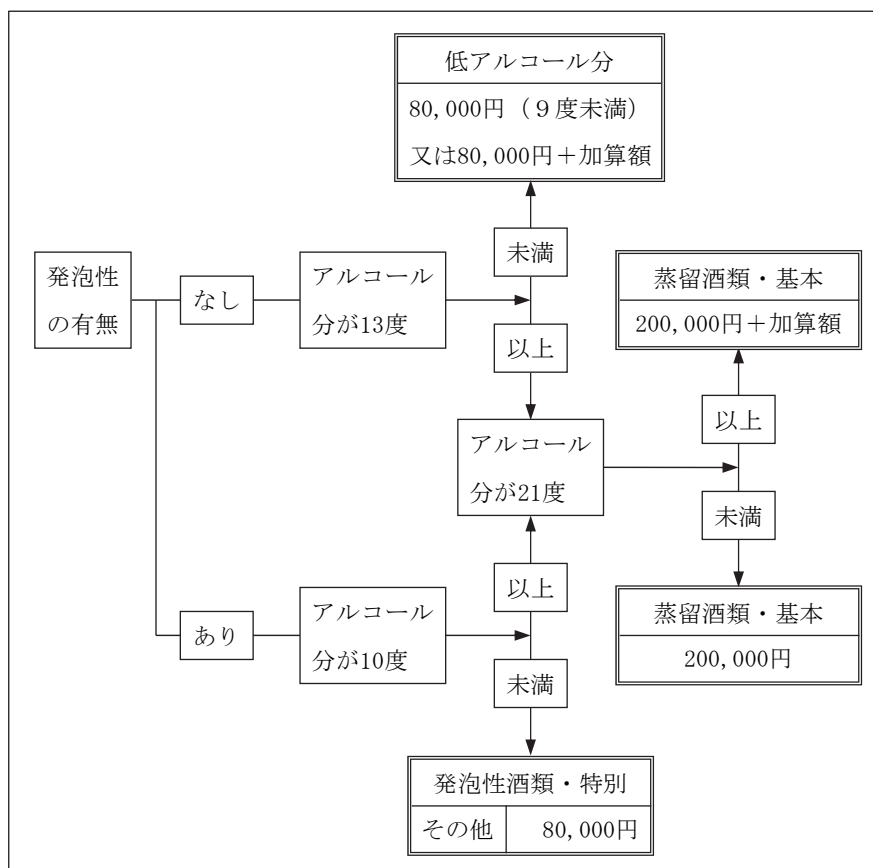
#### ④ 蒸留酒類の税率のポイント

##### ● 蒸留酒類の税率の考え方

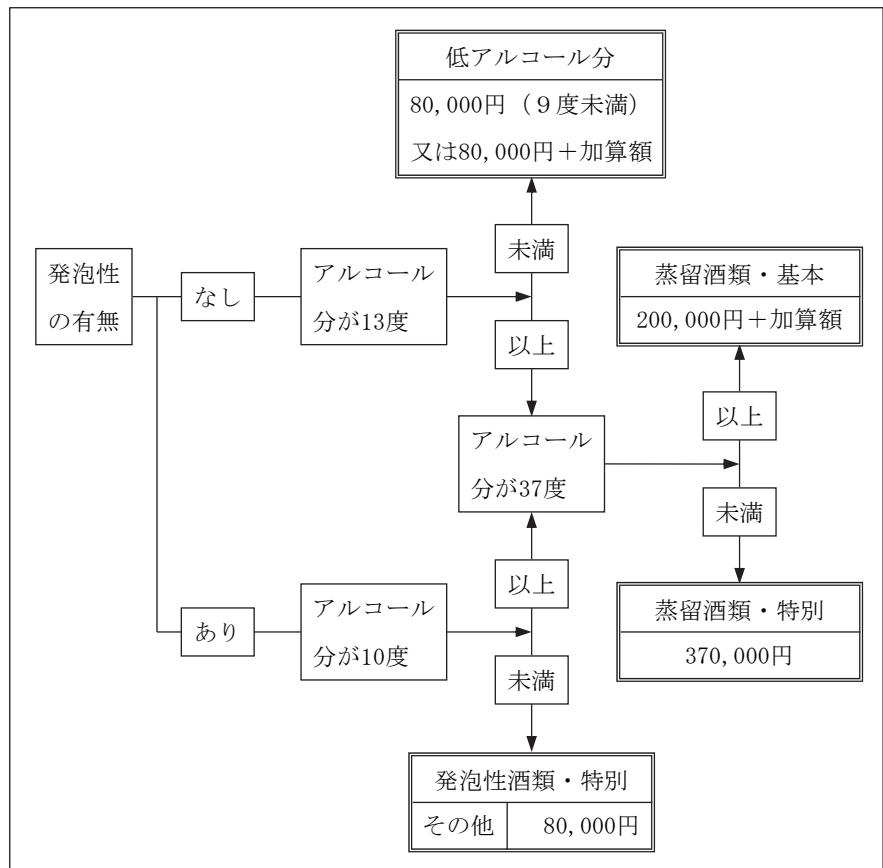
蒸留酒類(原料用アルコールを除く)の税率については、当該酒類がその他の発泡性酒類(アルコール分が10度未満で発泡性を有するもの)に該当するものかどうかを確認する必要があるのと同時に、低アルコール分の蒸留酒類(アルコール分が13度未満で発泡性を有していないもの)に該当するものかどうかを確認する必要がある。

※ 原料用アルコールについては、アルコール分が45度を越えることが定義上の要件になっているため、その他の発泡性酒類及び低アルコール分の蒸留酒類の確認は、不要である。

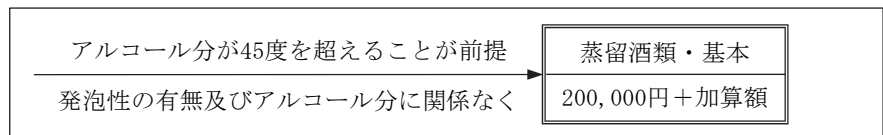
##### (1) 連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の税率の適用関係



## (2) ウイスキー、ブランデー及びスピリッツの税率の適用関係



## (3) 原料用アルコールの税率の適用関係



## 設 例

- (1) 連続式蒸留焼酎（アルコール分32.8度、発泡性なし）
- (2) ウイスキー（アルコール分12.5度、発泡性なし）
- (3) ブランデー（アルコール分36.7度、発泡性あり）
- (4) スピリッツ（アルコール分8度、発泡性あり）

## 解 説

- (1) 連続式蒸留焼酎  
 $200,000円 + 10,000円 \times (32.8度 - 20度) = 320,000円$   
1度未満切捨
- (2) ウイスキー  
低アルコール分  
 $80,000円 + 10,000円 \times (12.5度 - 8度) = 120,000円$   
1度未満切捨
- (3) ブランデー  
370,000円
- (4) スピリッツ  
その他の発泡性酒類 80,000円

## ⑤ 混成酒類の税率のポイント

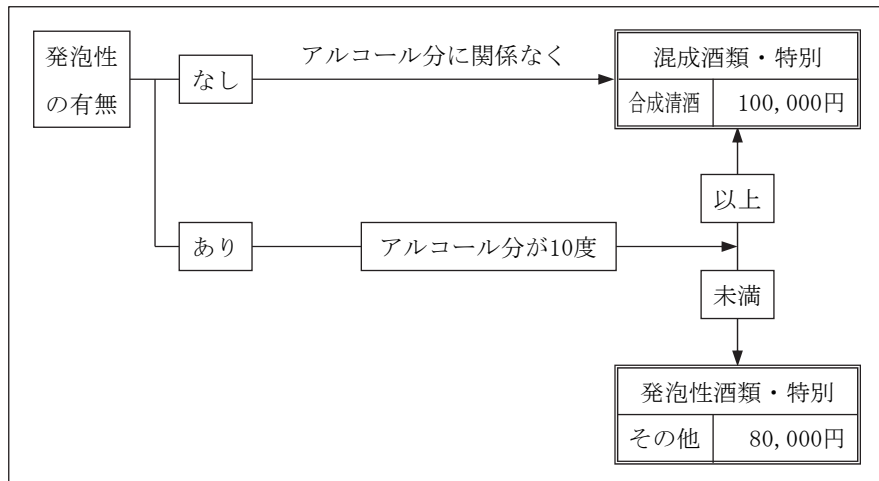
### ● 混成酒類の税率の考え方

混成酒類(粉末酒を除く)の税率については、当該酒類がその他の発泡性酒類(アルコール分が10度未満で発泡性を有するもの)に該当するものかどうかを確認する必要がある。

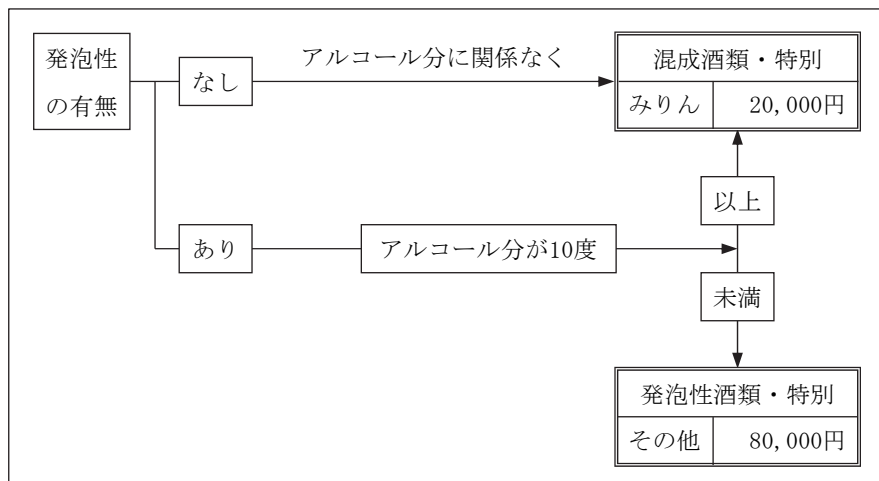
なお、リキュールの税率については、当該リキュールがその他の発泡性酒類に該当するものかどうかを確認する必要があるのと同時に、低アルコール分の混成酒類(アルコール分が12度未満で発泡性を有していないもの)に該当するものかどうかを確認する必要がある。

また、雑酒の税率については、当該雑酒がその性状がみりんに類似する酒類(みりん類似)に該当するものかどうかを確認する必要がある。

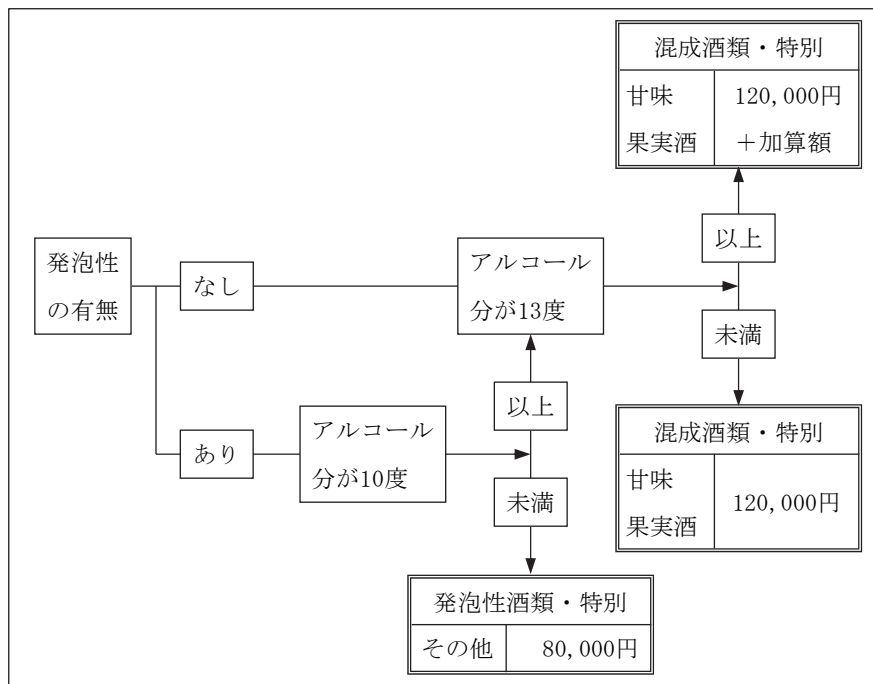
#### (1) 合成清酒の税率の適用関係



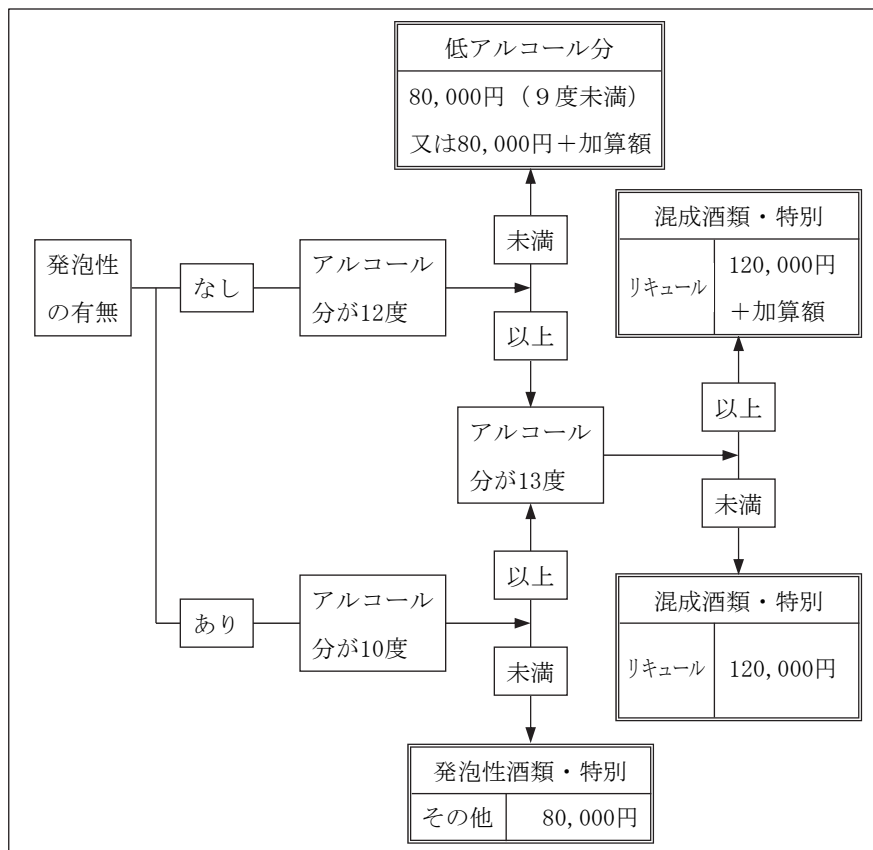
#### (2) みりんの税率の適用関係



(3) 甘味果実酒の税率の適用関係



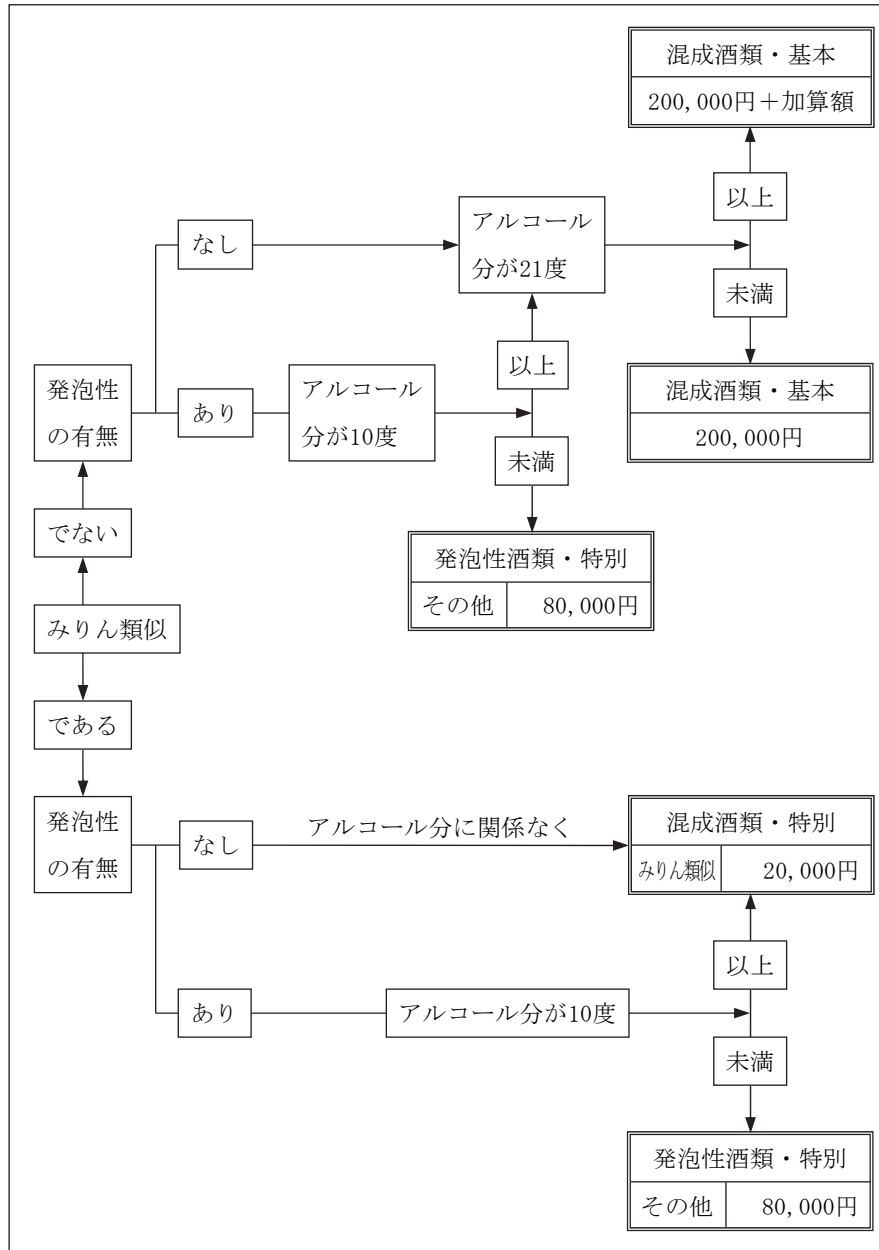
(4) リキュールの税率の適用関係





(5) 雑酒の税率の適用関係

雑酒の税率には、その性状がみりんに類似する酒類(みりん類似)の税率とその性状がみりんに類似しない酒類の税率の2つがある。



(6) 粉末酒の税率の適用関係



## 設 例

- (1) 合成清酒（アルコール分15度、発泡性あり）
- (2) みりん（アルコール分13.5度、発泡性なし）
- (3) 甘味果実酒（アルコール分16.9度、発泡性なし）
- (4) リキュール（アルコール分10度、発泡性なし）
- (5) 雑 酒（アルコール分15度、発泡性なし、みりん類似以外のもの）

## 解 説

- (1) 合成清酒  
100,000円
- (2) みりん  
20,000円
- (3) 甘味果実酒  
 $120,000円 + 10,000円 \times (16.9度 - 12度) = 160,000円$   
1度未満切捨
- (4) リキュール  
低アルコール分  
 $80,000円 + 10,000円 \times (10度 - 8度) = 100,000円$
- (5) 雑 酒（みりん類似以外）  
200,000円

 トレーニング 問題 1 問題 2

<メ モ>

## ❗ここを覚えろ！

1. 酒類の定義から、醸造酒類、蒸留酒類又は混成酒類のいずれかに分類される酒類であっても、アルコール分が10度未満で発泡性を有するものについては、発泡性酒類に分類され、その他の発泡性酒類に該当することになる。
2. ビールについては、アルコール分に関係なく、基本税率181,000円が適用される。
3. 麦芽比率(50%未満)に応じて、特別税率が適用される従来の発泡酒は、アルコール分が10度未満のものに限られる。

したがって、次に掲げる従来の発泡酒については、基本税率181,000円が適用される。

  - (1) アルコール分が10度以上の発泡酒（麦芽比率は不問）
  - (2) 麦芽比率が50%以上の発泡酒（アルコール分は不問）
4. 醸造酒類である清酒、果実酒及びその他の醸造酒については、その他の発泡性酒類(アルコール分が10度未満で発泡性を有するもの)に該当するものでなければ、アルコール分及び発泡性の有無に関係なく、醸造酒類の基本税率100,000円が適用されることになる。
5. 蒸留酒類のうち連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、ウイスキー、ブランデー及びスピリッツについては、発泡性の有無により、次に掲げる点を確認する必要がある。
  - (1) 発泡性を有しないものについては、低アルコール分の蒸留酒類(アルコール分が13度未満で発泡性を有しないもの)に該当するものでなければ、蒸留酒類の基本税率又は特別税率が適用されることになる。
  - (2) 発泡性を有するものについては、その他の発泡性酒類(アルコール分が10度未満で発泡性を有するもの)に該当するものでなければ、蒸留酒類の基本税率又は特別税率が適用されることになる。
6. 蒸留酒類のうち原料用アルコールについては、アルコール分が45度を超えることが定義上の要件になっているため、その他の発泡性酒類及び低アルコール分の蒸留酒類の確認は、不要である。
7. 混成酒類のうち合成清酒、みりん、甘味果実酒及び雑酒については、その他の発泡性酒類(アルコール分が10度未満で発泡性を有するもの)に該当するものでなければ、アルコール分及び発泡性の有無に関係なく、混成酒類の基本税率又は特別税率が適用されることになる。
8. 雑酒の税率には、その性状がみりに類似する酒類(みりん類似)の税率とその性状がみりに類似しない酒類の税率の2つがある。

9. 混成酒類のうちリキュールについては、発泡性の有無により、次に掲げる点を確認する必要がある。

- (1) 発泡性を有しないものについては、低アルコール分の混成酒類(アルコール分が12度未満で発泡性を有しないもの)に該当するものでなければ、混成酒類の特別税率が適用されることになる。
- (2) 発泡性を有するものについては、その他の発泡性酒類(アルコール分が10度未満で発泡性を有するもの)に該当するものでなければ、混成酒類の特別税率が適用されることになる。

## 3-9 発泡酒の税率

### ① 従来の発泡酒の税率（法附則36②一、二）

従来の発泡酒のうち、麦芽を原料の一部とした発泡酒（アルコール分10度未満）の税率は、麦芽比率により決定する。

$$\text{麦芽比率} = \frac{\text{麦芽の重量}}{\text{水以外の原料の重量の合計}}$$

#### (1) 分子の麦芽の重量に関する論点

- ① 麦芽を原料の全部又は一部として製造したアルコール含有物（醸造酒又は混成酒）を発泡酒の原料として使用した場合（令附則3①）

当該アルコール含有物の原料となった麦芽（蒸留されていない麦芽）の重量を分子に算入する。

- ② 麦芽を原料の一部として製造した物品（麦芽水あめなど）を発泡酒の原料として使用した場合（解通3発泡酒関係3）

当該物品の原料となった麦芽の重量を分子に算入する。

#### (2) 分母の水以外の原料の重量に関する論点

- ① 発泡酒の原料として使用したアルコール含有物（出来上がりの状態で原料の重量の算出が不可能である酒類）の重量の計算（令附則3②）

アルコール分1度1ℓにつき20kgとして計算して分母に算入する。

$$\Rightarrow \boxed{20\text{kg}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{アルコール含有物の} \\ \text{アルコール分(倍数)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{アルコール含有物} \\ \text{の容量(ℓ)} \end{array}} = \boxed{\text{〇kgを}} \\ \text{分母に} \\ \text{算入}$$

- ② でん粉又は糖類（含糖質物を含む）を発泡酒の原料として使用した場合

（規附則4）

- イ. でん粉又は糖類に含有される水分の重量の割合が20%を超える場合

20%を超える部分の水分の重量は分母に算入しない。

- ロ. でん粉又は糖類に含有される水分の重量の割合が20%以下である場合

水分の重量を分母に算入する。

**② 従来の発泡酒のうち、麦芽を原料に使用せず、麦を原料の全部又は一部とした発泡酒(アルコール分10度未満)に対する税率** (法附則36②二)

麦芽比率25%未満の税率(134,250円/kℓ)を適用する。

**設例**

- (1) 発泡酒A (アルコール分9.6度)  
原料：麦芽400kg、とうもろこし600kg、ブランデー500ℓ(アルコール分42度)及び水
- (2) 発泡酒B (アルコール分8度)  
原料：麦芽60kg、麦芽水あめ150kg(うち麦芽重量40kg)、米190kg及び水
- (3) 発泡酒C (アルコール分6度)  
原料：麦芽160kg、米280kg、ホップ50kg、でん粉150kg(うち水分重量24kg)及び水
- (4) 発泡酒D (アルコール分6度)  
原料：麦芽160kg、米275kg、ホップ80kg、でん粉150kg(うち水分重量63kg)及び水
- (5) 発泡酒E (アルコール分5度)  
原料：麦芽440kg、大麦730kg、糖類600kg(含有される水分の重量の割合は100分の25)、ビール100ℓ(麦芽1,500kgを使用して製造したビール10,000ℓ(アルコール分5度)のうちの100ℓである。)及び水
- (6) 発泡酒F (アルコール分9度)  
原料：大麦500kg、米200kg、糖類300kg(含有される水分の重量の割合は100分の30)及び水
- (7) 発泡酒G (アルコール分7度)  
原料：麦芽700kg、ホップ5kg、糖類300kg(うち水分重量110kg)、果汁600kg及び水


**解説**

## (1) 発泡酒 A

① アルコール分9.6度&lt;10度

$$\textcircled{2} \text{ 麦芽比率} = \frac{400\text{kg}}{400\text{kg} + 600\text{kg} + 20\text{kg} \times 42\text{度} \times 0.5\text{kl}} (28.1\%)$$

$$25\% \leq 28.1\% < 50\% \quad \therefore 155,000\text{円}$$

## (2) 発泡酒 B

① アルコール分8度&lt;10度

$$\textcircled{2} \text{ 麦芽比率} = \frac{60\text{kg} + 40\text{kg}}{60\text{kg} + 150\text{kg} + 190\text{kg}} (25\%)$$

$$25\% \leq 25\% < 50\% \quad \therefore 155,000\text{円}$$

## (3) 発泡酒 C

② アルコール分6度&lt;10度

$$\textcircled{2} \text{ 含有水分重量の割合} = \frac{24\text{kg}}{150\text{kg}} (16\%) \leq 20\%$$

$\therefore$  水分の重量は分母に算入。

$$\textcircled{3} \text{ 麦芽比率} = \frac{160\text{kg}}{160\text{kg} + 280\text{kg} + 50\text{kg} + 150\text{kg}} (25\%)$$

$$25\% \leq 25\% < 50\% \quad \therefore 155,000\text{円}$$

## (4) 発泡酒 D

① アルコール分6度&lt;10度

$$\textcircled{2} \text{ 含有水分重量の割合} = \frac{63\text{kg}}{150\text{kg}} (42\%) > 20\%$$

$\therefore$  20%を超える部分の水分の重量は分母に不算入。

$$\textcircled{3} \text{ 麦芽比率} = \frac{160\text{kg}}{160\text{kg} + 275\text{kg} + 80\text{kg} + 150\text{kg} - 150\text{kg} \times (42\% - 20\%)} (25.3\%)$$

$$25\% \leq 25.3\% < 50\% \quad \therefore 155,000\text{円}$$



## (5) 発泡酒 E

① アルコール分 5 度 &lt; 10 度

② 麦芽の重量 (分子)

$$440\text{kg} + 1,500\text{kg} \times \frac{1000}{10,000} = 455\text{kg}$$

③ 水以外の原料の重量 (分母)

$$440\text{kg} + 730\text{kg} + 600\text{kg} - 600\text{kg} \times (25\% - 20\%) + 20\text{kg} \times 5 \text{度} \times 0.1\text{k}\ell = 1,750\text{kg}$$

③ 麦芽比率

$$\frac{455\text{kg}}{1,750\text{kg}} (26\%)$$

$$25\% \leq 26\% < 50\% \quad \therefore 155,000\text{円}$$

## (6) 発泡酒 F

① アルコール分 9 度 &lt; 10 度

② 麦芽を使用していない。  $\therefore 134,250\text{円}$ 

## (7) 発泡酒 G

① アルコール分 7 度 &lt; 10 度

② 含有水分重量の割合 =  $\frac{110\text{kg}}{300\text{kg}}$  (36.6...%) > 20% $\therefore$  20% を超える部分の水分の重量は分母に不算入。③ 麦芽比率 =  $\frac{700\text{kg}}{700\text{kg} + 5\text{kg} + 300\text{kg} - (110\text{kg} - (300\text{kg} \times 20\%)) + 600\text{kg}}$  (45%)

$$25\% \leq 45\% < 50\% \quad \therefore 155,000\text{円}$$

## **ここを覚えろ!**

1. 発泡酒の原料中に、出来上がりの状態で原料の重量の算出が不可能である酒類が含まれている場合には、アルコール分1度1ℓにつき20kgとして計算し、麦芽比率を求める。
2. 麦芽水あめの原料となった麦芽の重量を分子に含めて麦芽比率を求める。
3. でん粉又は糖類に含有される水分の重量のうち20%部分については、麦芽比率の判定に含める。20%を超える水分の重量については、麦芽比率の判定から除外される。

<メ モ>

### ③ ホップ等を原料とすることにより発泡酒となったものの税率

(法附則36⑤)

ホップ等を原料とすることにより発泡酒となったもののうち、**発泡性酒類の特別税率(134,250円/kl)**が適用されるものは、次に掲げる酒類である(アルコール分10度未満のものに限る。)

- (1) ホップ又は一定の苦味料を原料の一部としたもの(エキス分が2度以上のもの)
  - ① 糖類、ホップ、水、たんぱく質物分解物(大豆を原料とするものに限る。)及び酵母エキスを原料として発酵させた酒類
  - ② 糖類、ホップ、水、たんぱく質物分解物(大豆を原料とするものに限る。)、酵母エキス及びカラメルを原料として発酵させた酒類
  - ③ 糖類、ホップ、水、たんぱく質物分解物(えんどうを原料とするものに限る。)及びカラメルを原料として発酵させた酒類
  - ④ 糖類、ホップ、水、たんぱく質物分解物(えんどうを原料とするものに限る。)、カラメル及び食物繊維を原料として発酵させた酒類
  - ⑤ 糖類、ホップ、水、とうもろこし、たんぱく質物分解物(とうもろこしを原料とするものに限る。)、酵母エキス、アルコール、食物繊維、香味料、クエン酸三カリウム及びカラメルを原料として発酵させた酒類
- (2) 発泡酒(麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた酒類で麦芽比率が50%未満のものに限る)に、次のいずれかのスピリッツを加えた酒類でエキス分が2度以上のもの
  - ① 大麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物(大麦以外の麦を原料の一部としたものを除く。)を蒸留して製造したスピリッツ
  - ② 小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物(小麦以外の麦を原料の一部としたものを除く。)を蒸留して製造したスピリッツ

これらの酒類は、限定列举で、旧酒税法上その他の発泡性酒類の特別税率(108,000円/kl)が適用されていたが、新酒税法上発泡酒とされ、発泡性酒類の特別税率(134,250円/kl)が適用されることとなった。

### ④ 新酒税法上発泡酒となったもので、上記③に該当しなかった酒類に適用される税率 (法附則36⑤、解通23関係1)

上記③に掲げる酒類以外のもの(旧酒税法に掲げるもの以外のもの)で、新酒税法上発泡酒とされたものは、**発泡性酒類の基本税率(181,000円/kl)**が適用される。

## 設例

次の(1)～(8)の①品目の判定、②適用される税率についてそれぞれ述べなさい。

なお、判定理由については述べる必要ない。

- (1) 商品A (アルコール分6度、エキス分5度、発泡性あり)  
原料等：糖類、ホップ、水、たんぱく質物分解物(えんどうを原料としたもの)、カラメル及び食物繊維を原料として発酵させて製造したものの
- (2) 商品B (アルコール分7度、エキス分5度、発泡性なし)  
原料等：糖類、ホップ、水、たんぱく質物分解物(大豆を原料としたもの)及び酵母エキスを原料として発酵させて製造したもの
- (3) 商品C (アルコール分8度、エキス分5度、発泡性あり)  
原料等：糖類、ホップ、水、とうもろこし、たんぱく質物分解物(米を原料としたもの)、酵母エキス、アルコール、食物繊維、香味料、クエン酸三カリウム及びカラメルを原料として発酵させて製造したもの
- (4) 商品D (アルコール分7度、エキス分5度、発泡性あり)  
原料等：発泡酒(麦芽500kg、ホップ5kg、あわ400kg及び水を原料として発酵させたもの)に、スピリッツ(大麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの)を加えて製造したもの
- (5) 商品E (アルコール分6度、エキス分5度、発泡性あり)  
原料等：発泡酒(麦芽500kg、ホップ5kg、きび800kg及び水を原料として発酵させたもの)に、スピリッツ(小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの)を加えて製造したもの
- (6) 商品F (アルコール分6度、エキス分5度、発泡性あり)  
原料等：発泡酒(麦芽500kg、ホップ5kg、ひえ900kg及び水を原料として発酵させたもの)に、連続式蒸留焼酎(小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの)を加えて製造したもの
- (7) 商品G (アルコール分7度、エキス分1.8度、発泡性あり)  
原料等：発泡酒(麦芽500kg、ホップ5kg、きび800kg及び水を原料として発酵させたもの)に、スピリッツ(小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの)を加えて製造したもの

## 解説

- (1) 商品A
- ① 発泡酒
  - ② 旧酒税法上のその他の発泡性酒類に該当する。  
∴ 134,250円
- (2) 商品B
- ① その他の醸造酒
  - ② 100,000円
- (3) 商品C
- ① 発泡酒
  - ② 旧酒税法上のその他の発泡性酒類に該当しない。  
米を原料としたたんぱく質物分解物を使用  
∴ 181,000円
- (4) 商品D
- ① 発泡酒
  - ② 旧酒税法上のその他の発泡性酒類に該当しない。  
$$\text{発泡酒の麦芽比率} = \frac{500\text{kg}}{500\text{kg} + 5\text{kg} + 400\text{kg}} (55.2\%) \geq 50\%$$
  
∴ 181,000円
- (5) 商品E
- ① 発泡酒
  - ② 旧酒税法上のその他の発泡性酒類に該当する。  
∴ 134,250円
- (6) 商品F
- ① 発泡酒
  - ② 旧酒税法上のその他の発泡性酒類に該当しない。  
連続式蒸留焼酎を使用  
∴ 181,000円
- (7) 商品G
- ① 発泡酒
  - ② 旧酒税法上のその他の発泡性酒類に該当しない。  
エキス分1.8度 < 2度  
∴ 181,000円

▶ トレーニング 問題4 問題5

 **ここを覚えろ!**

1. ホップ又は一定の苦味料を原料の一部とすることにより発泡酒となったもので特別税率(134,250円/kl)が適用されるものは、次に掲げる酒類(旧酒税法上のその他の発泡性酒類)に限られる。
  - (1) 糖類、ホップ、水及びたんぱく質物分解物(大豆、えんどう、とうもろこし)等を原料として発酵させた酒類でエキス分が2度以上のもの
  - (2) 発泡酒(麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた酒類で麦芽比率が50%未満のものに限る)に、次のいずれかのスピリッツを加えた酒類でエキス分が2度以上のもの
    - ① 大麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物(大麦以外の麦を原料の一部としたものを除く。)を蒸留して製造したスピリッツ
    - ② 小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物(小麦以外の麦を原料の一部としたものを除く。)を蒸留して製造したスピリッツ
2. 新酒税法上、発泡酒となったもので、上記1. 以外のものについては、発泡性酒類の基本税率(181,000円/kl)が適用される。

## 3-4 課税標準の原則

### ① 課税標準数量の原則（規11）

酒税の課税標準数量は、品目及び適用税率(税率の適用区分別)が同じものごとに、1つにまとめていく。

※1 容器の 容量(ℓ)	×	※2※5 当月分の 課税移出数量	=	※3※4 △△△kℓ (10ml未滿切捨)
--------------------	---	------------------------	---	-----------------------------

※1 1容器当たりの容量に1ml未滿の端数があるときは、1ml未滿切捨

※2 当月分の課税移出数量=ケース×本数

※3 合算する場合には、合算後で10ml未滿の端数切捨

※4 課税標準数量をkℓ単位で求める場合の端数処理  
10ml未滿切捨 ⇨ 小数点以下第5位未滿切捨

※5 当月分の移出時課税の対象になる数量は、移出したものとみなされた酒類を除き、当月において実際にその製造場から搬出された数量である。

したがって、次に掲げる酒類については、当月において実際にその製造場から搬出されたものであるため、当月分の課税移出数量に含めなければならない。

酒類販売業者に対して課税移出した酒類で、配送途中で破びんしたもの

なお、次に掲げる酒類については、当月において実際にその製造場から搬出されたものではないため、当月分の課税移出数量に含めてはならない。

(1) 当月において製造場内で移出先の事業者へ引き渡した酒類で、製造場外に搬出されていないもの

(2) 移出先の事業者の注文により、当月において製造場内で贈答用などの目的で別の容器に詰め替えられた酒類で、製造場外に搬出されていないもの

(3) 前月以前に未納税移出した酒類で、当月において未納税移出が認められるために必要な書類(延期手続の適用を受けた未納税移出酒類移入明細書)を提出することができなかつたことにより、未納税移出の適用を受けないことになったもの(未納税移出した月分の修正申告の対象)



## ② 適用税率の注意点

次に掲げる酒類については、品目が同じであり、適用税率が同額ではあるが、税率の適用区分が異なるため、課税標準数量は、別々に求めなければならない。

### (1) 連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、ウイスキー、ブランデー及びスピリッツ

- ① 蒸留酒類（低アルコール分） 80,000円
- ② その他の発泡性酒類（特別） 80,000円

### (2) リキュール

- ① 混成酒類（低アルコール分） 80,000円
- ② その他の発泡性酒類（特別） 80,000円

## ❗ここを覚えて！

1. 酒税の課税標準数量は、品目及び適用税率(税率の適用区分別)が同じものごとに、1つにまとめていき、まとめた段階で端数処理(10ml未満切捨)を行う。
2. 課税標準数量の端数処理をℓ単位で行う場合には、小数点以下第5位未満切捨になる。

小数点	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位
1ℓ.	0	0	0	0	0	0
1000ℓ	100ℓ	10ℓ	1ℓ			
			1000ml	100ml	10ml	1ml

10ml未満切捨  
→  
小数点以下第5位未満切捨

## 研究 酒類を詰口する場合の増量詰の取扱い

(解通30の2①②③関係11)

1 容器の詰口数量がその容器の詰口表示量を超えて増量詰されている場合(粉末酒を除く)の取扱い

- (1) 当該増量詰分が表示量の1%(表示量の1%相当が5ml未満のときは5ml)以内であるとき

**表示量** で課税標準数量を計算する。

- (2) 当該増量詰分が表示量の1%(表示量の1%相当が5ml未満のときは5ml)を超えるとき

**表示量+増量詰分** で課税標準数量を計算する。

## 設例

次に掲げる各酒類ごとの課税標準数量を計算過程を明らかにして求めなさい。

1. 商品A (ビール)

酒類製造者である甲株式会社は、商品A 5,000本(表示量340ml、増量詰した容量344ml)を当月において課税移出した。

2. 商品B (発泡酒)

酒類製造者である乙株式会社は、商品B 5,000本(表示量340ml、増量詰した容量346ml)を当月において課税移出した。

## 解説

A (ビール)

- (1)  $344\text{ml} - 340\text{ml} = 4\text{ml}$   
 (2)  $340\text{ml} \times 1\% = 3.4\text{ml} < 5\text{ml} \quad \therefore 5\text{ml}$   
 (3)  $(1) \leq (2) \quad \therefore 0.340 \times 5,000\text{本} = 1.7\text{k}\ell$

B (発泡酒)

- (1)  $346\text{ml} - 340\text{ml} = 6\text{ml}$   
 (2)  $340\text{ml} \times 1\% = 3.4\text{ml} < 5\text{ml} \quad \therefore 5\text{ml}$   
 (3)  $(1) > (2) \quad \therefore 0.346 \times 5,000\text{本} = 1.73\text{k}\ell$

## 3-5 酒税額の計算

酒税額は、課税標準数量に一定の金額の税率を適用して計算する方式(従量課税方式)を採用している(法22①)。

### ● 酒税額の計算

酒税の税率は1 $kl$ 当たりの金額であり、課税標準数量は $kl$ 単位で計算しているため、税率にそのまま課税標準数量を乗ずることにより、酒税額を計算することになる。

$$1\text{ }kl\text{ 当たりの税率}(\square\square\square\text{円}) \times \frac{\text{課税標準数量}(\triangle\triangle\triangle\text{ }kl)}{10\text{ }ml\text{ 未満切捨}} = \bigcirc\bigcirc\bigcirc\text{円}(\text{円未満切捨})$$

10 $ml$  未満切捨 ⇨ 小数点以下第5位未満切捨

### ! ここを覚えろ!

酒税の税率は1 $kl$ 当たりの金額であるため、 $kl$ 単位の課税標準数量をそのまま乗ずれば、その酒類の酒税額を求めることができる。

<メ モ>

## テーマ 6 納税義務の成立

理論：重要度 ★★★

計算：重要度 ★★★

酒税を最終的に負担する者は、その酒類を飲用する消費者である。したがって、その課税方式は、消費税本来の建前からいえば、できるだけ最終消費に近い時点をとらえることが望ましい。しかし、徴税技術の点から、酒税法では、酒類の生産、販売、消費の各段階の中で関係者の最も少ないものとして、国産酒類については酒類の製造者を、輸入酒類については酒類引取者を酒税の納税義務者とし、それぞれ、酒類を製造場から移出した時又は保税地域から引き取った時をとらえて納税義務を発生させることにしている(製造場移出時課税制度及び保税地域引取時課税制度)。

また、酒税法ではこのほかに、酒税の確保を図る必要から、例外的な措置として、製造場からの移出又は保税地域からの引取りそのものではない場合であっても、移出又は引取りとみなして納税義務を発生させることにしている。

なお、酒税法の規定に違反した場合には、製造場からの移出に該当せず、移出とみなす規定もないが、納税義務の成立の原則に対する例外として、納税義務が発生するものとして、直ちにその酒税が徴収され、罰則に処せられることになる。



### 学習のポイント

1. 納税義務の成立のパターンをもれなく押さえ、その考え方を理解すること。
2. 各みなし規定について、それぞれ何を何とみなすのかを正確に押さえること。
3. 納税義務の成立の理論は、今後学習する免許や申告の理論と密接に結び付いている理論であり、総合、応用理論を組み立てていく上で必要不可欠な理論である。
4. 理論マスター1-1を正確に覚えること。
5. 課税標準数量の計算上の注記事項の書き方を正確に押さえること。

## 6-1 納税義務の成立の原則

### ① 納税義務者及び納税義務の成立の原則（法6）

#### (1) 国産酒類（移出酒類）

##### ① 納税義務者の原則（酒類の製造者）

酒類の製造者は、その製造場から移出した酒類につき、酒税を納める義務がある。

##### ② 納税義務の成立の原則（製造場移出時課税制度）

#### (2) 輸入酒類（引取酒類）

##### ① 納税義務者の原則（酒類を保税地域から引き取る者）

酒類を保税地域から引き取る者（酒類引取者）は、その引き取る酒類につき、酒税を納める義務がある。

##### ② 納税義務の成立の原則（保税地域引取時課税制度）

### ② 酒類の製造者と酒類製造者の差異

酒税法上では、「酒類の製造者」と「酒類製造者」を厳密に区別している。

#### (1) 酒類の製造者

酒類の製造者とは、酒類を自己の責任において製造した者をいい、その者が酒類の製造免許を受けているのかどうかは問わない。したがって、酒類の製造免許を受けないで酒類を製造した者（いわゆる密造者）も酒類の製造者となる。

#### (2) 酒類製造者（法7①）

酒類製造者とは、酒類の製造につき製造場の所在地の所轄税務署長の製造免許を受けた者をいう。

## ❗ここを覚える！

1. 「酒類の製造者」と「酒類製造者」を厳密に区別すること。
2. 納税義務者の原則は、「酒類の製造者」と「酒類を保税地域から引き取る者」である。
3. 納税義務の成立の原則は、「製造場移出時課税制度」と「保税地域引取時課税制度」である。

## 6-2 納税義務の成立の特例

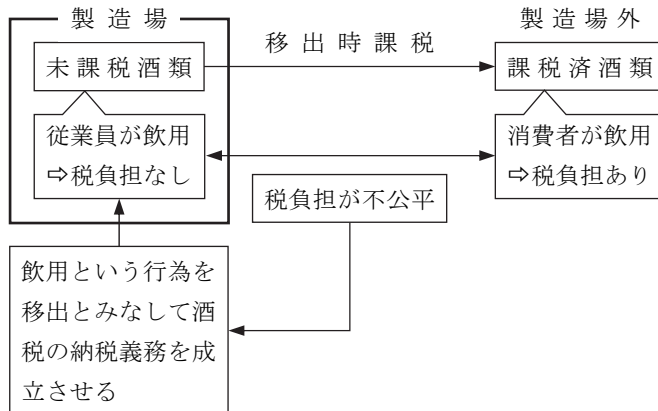
酒税の納税義務の成立は、酒類がその製造場から移出された時(製造場移出時課税制度)又は保税地域から引き取られた時(保税地域引取時課税制度)とされている。これが、酒税の納税義務の成立の原則であるが、酒税法ではこのほかに、酒税の確保を図る見地から、例外的な措置として、製造場からの移出又は保税地域からの引取りそのものではない場合であっても、移出又は引取りとみなして納税義務を成立させる場合を規定している。

### ① 製造者の責めに帰する製造場内飲用 (法6の3①一)

酒類等(酒類又は酒母もしくはもろみ)が酒類等の製造場において飲用された場合において、その飲用につき、その製造者の責めに帰することができる。

#### ○ なぜ移出とみなすのか

- ① 酒類が製造場において飲用された場合には、酒類が製造場外において消費者により飲用された場合と変わることはないため、製造場からの移出そのものではないが、課税の公平の見地から、その飲用を移出とみなして納税義務を成立させることにしている。



- ② 酒類の必須原料である酒母又はもろみは、酒類の製造過程における中間製成物であり、本来酒税の課税対象ではないが、酒類として完成するに至らない時点で飲用されてしまうと酒税を課税する機会を逸してしまうことになる。また、もろみは濁酒そのものということもでき、酒類と同様の効果を期待して飲用されるため、酒類との課税の公平を図る見地から、その他の醸造酒とみなして納税義務を成立させることにしている。

## ② 取消し又は消滅した製造免許に係る酒類等が製造場に現存するとき (法6の3①二)

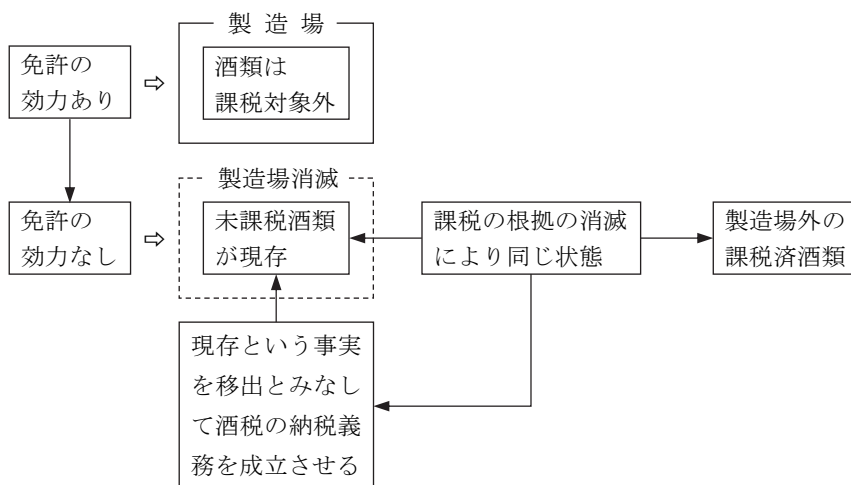
- |  |   |      |
|--|---|------|
| 1. 酒類の製造免許に付された期限が経過した場合<br>2. 酒類等の製造免許が取り消された場合（強制取消、任意取消）<br>3. 酒類等の製造者の相続人につき酒類等の製造免許を受けたものとみなされない場合（酒類等の製造業を相続しなかった場合） | } | において |
|--|---|------|

その取り消された又は消滅した製造免許に係る酒類等がその製造場に現存するとき。

ただし、その期限の経過又は申請に基づく製造免許の取消しと同時に必要な行為の継続の規定による酒類の販売の継続を認められた場合を除く。

### (1) なぜ移出とみなすのか

① 上記に掲げる3つの事由により酒類の製造免許の効力が消滅した場合には、酒税法上の酒類製造者及び製造場は存在しないことになり、課税の根拠が失われるばかりでなく、製造場に現存する酒類は、国内消費市場に存在する酒類と変わらない状態になる。そこで、製造場からの移出そのものではないが、製造場における酒類の現存を移出とみなして酒税の納税義務を成立させることにしている。



② 本来酒税の課税対象ではない酒母又はもろみについても、酒母又はもろみの製造免許の効力が消滅した場合には、酒税法上の製造者及び製造場は存在しないことになり、課税の根拠が失われるため(酒税の課税物件である酒類の原料になるかどうか不明である。)、酒類との課税の公平を図る見地から、その他の醸造酒とみなして納税義務を成立させることにしている。



**(2) 必要な行為の継続の規定の適用**

上記に掲げる3つの事由により酒類等の製造免許の効力が消滅した場合には、直ちに酒類等の製造行為をすることができなくなるが、それでは製造途中の半製品を全く無駄にするか、又はその価値を著しく減少させることになり、また、残品の整理もできないことになるため、申請があった場合には、必要最小限の範囲内において製造行為又は販売行為を認めるという例外措置を置いている。これを必要な行為の継続の規定という。

**(3) 移出とみなされない場合（ただし書きに該当する場合）**

期限の経過又は申請に基づく製造免許の取消しの場合（酒類の製造業を相続しなかった場合を含む。解通6の3①関係4）について、必要な行為の継続の規定の適用（製造免許の効力が存在する状態と同じ）を受けて、その製造場に現存する酒類の販売の継続（半製品について酒類の製造の継続も含む。解通6の3①関係5）を認められたときは、製造場に現存する酒類は、移出したものとみなされないため、納税義務の成立の原則（製造場移出時課税）に戻り、移出の都度納税義務が成立することになる。

**(4) (3)に該当しない場合（ただし書きに該当しない場合）**

次に掲げる場合については、酒税の確保を早急に図る見地から、必要な行為の継続の規定の適用の有無に関係なく、製造場に現存する酒類等は、移出したものとみなされることになる。つまり、製造場移出時課税の対象にはならない。

- ① 酒類の製造免許が強制的に取り消された場合の製造場における酒類の現存
- ② 酒母又はもろみの製造免許の効力が消滅した状態での製造場における酒母又はもろみの現存

**(5) 期限付の製造免許（法7④、⑤）**

製造される酒類の品質につき十分な保証がないため特に必要があると認められるときは、酒類の製造免許は期限付き（何年何月何日限り）となり、期限の到来により製造免許の効力は、自然に消滅する（期限の延長あり）。

なお、酒母又はもろみの製造免許には、期限付きの製造免許は存在しない。

**(6) 製造業の相続（法19）**

製造免許の効力は、製造免許を受けていた者に限られる（一身専属権）。しかし、生前における取引関係等の市場における地位等、企業全体として有している有形無形の価値を、製造免許を受けていた者の死亡により一挙に白紙に戻すことは、その企業のためにも、また、取引関係のある市場からみても、更に、広く国民経済的な見地からいっても得策ではない。そこで、製造免許を受けていた者が死亡した場合において、相続人が引き続き酒類等の製造業をしようとするときは、一定の手続きをとると、自動的に被相続人が受けていた製造免許と同一内容の製造免許を受けたものとみなされることになる。

したがって、「酒類等の製造者の相続人につき酒類等の製造免許を受けたものとみなされない場合」とは、相続人が酒類等の製造業を事業承継しなかった場合ということになる。

### ③ 酒類等の半製品を製成したとき（法6の3①三）

酒類等の製造免許を強制的に取り消された者が必要な行為の継続の規定の適用を受けて酒類等を製成したとき。

#### ○ なぜ移出とみなすのか

酒類等の製造免許が強制的に取り消された場合において、酒類等が製造場に現存するときは、酒税の確保を早急に図る見地から、上記②のみなし規定の適用を受けることになる。しかし、半製品ということで同規定を適用することができない場合には、必要な行為の継続の規定の適用を受けて酒類等が製成された時に、製造場からの移出そのものではないが、酒類等の製成を移出とみなして納税義務を成立させることにしている。

### ④ 酒類等が滞納処分等により換価されたとき（法6の3①四）

酒類等の製造場に現存する酒類等が次に掲げる事由により換価されたとき。

1. 滞納処分
2. 強制執行
3. 担保権の実行としての競売
4. 企業担保権の実行手続
5. 破産手続

ただし、未納税移出の規定の適用を受けて酒類の製造場からその酒類を移出する場合を除く。

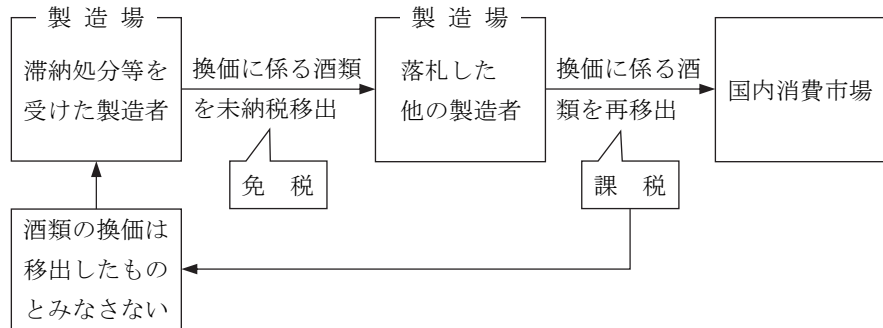
#### (1) なぜ移出とみなすのか

製造場に現存する酒類等が滞納処分等（強制換価手続）により換価された場合には、その換価に係る酒税を滞納処分等を受けた製造者から徴収しなければならないため、製造場からの移出そのものではないが、酒類等の換価を移出とみなして納税義務を成立させることにしている。

なお、この酒類等の酒税の徴収は、国税通則法及び国税徴収法の規定により、その売却代金のうちから他の国税、地方税その他の債権より優先的に徴収することができることになっている。

## (2) 移出とみなされない場合（ただし書きに該当する場合）

他の酒類製造者がある換価に係る酒類を未納税移出の規定（免税規定）の適用を受けて購入（移入）した場合には、当該他の酒類製造者が酒類を再移出する段階で酒税を課することができるため、酒類の換価は移出したものとみなされない。



## ⑤ 製造者の責めに帰することができない製造場内飲用

(法6の3②)

酒類等が酒類等の製造者の製造場において飲用された場合において、その飲用につき、その製造者の責めに帰することができないときは、その飲用者をその酒類等に係る酒類等の製造者とみなし、その飲用者が飲用の時にその酒類等をその製造場から移出したものとみなす。

### ○ なぜ移出とみなすのか、なぜ製造者とみなすのか

外部からの不法侵入者が製造場にある酒類等を飲用した場合には、その飲用者(不法侵入者)に酒税を負担させ、製造者に不当な納税義務を負わせないようにするために、製造場からの移出そのものではないが、その飲用者を酒類等の製造者とみなし、酒類等の飲用を移出とみなして納税義務を成立させることにしている。

## ⑥ 保税地域内飲用 (法6の3③)

酒類等が保税地域において飲用される場合には、その飲用者が飲用の時にその酒類等をその保税地域から引き取るものとみなす。

### ○ なぜ引取りとみなすのか

① 酒類が保税地域において飲用された場合には、酒類が保税地域外において消費者により飲用された場合と変わることはないため、保税地域からの引取りそのものではないが、課税の公平の見地から、その飲用を引取りとみなして納税義務を成立させることにしている。

② 酒類の必須原料である酒母又はもろみは、酒類の製造過程における中間製成物であり、本来酒税の課税対象ではないが、酒類として完成するに至らない時点で飲用されてしまうと酒税を課税する機会を逸してしまうことになる。また、もろみは濁酒そのものということもでき、酒類と同様の効果を期待して飲用されるため、酒類との課税の公平を図る見地から、その他の醸造酒とみなして納税義務を成立させることにしている。

## ⑦ 製造者の責めに帰することができない移出（法6の3④）

酒類等が酒類等の製造者の製造場から移出された場合において、その移出につき、その製造者の責めに帰することができないときは、その酒類等を移出した者を酒類等の製造者とみなす。

### ○ なぜ製造者とみなすのか

外部からの不法侵入者により製造場にある酒類等が移出された場合には、その移出者(不法侵入者)に酒税を負担させ、製造者に不当な納税義務を負わせないようにするために、その移出者を酒類等の製造者とみなして納税義務を成立させることにしている。

## ⑧ 酒母又はもろみの納税義務の成立（法6の3⑤）

酒母又はもろみについて上記の規定の適用があった場合においては、その酒母又はもろみは、その他の醸造酒とみなし、酒母又はもろみの製造者(酒母又はもろみの製造者とみなされた者を含む。)は、その他の醸造酒の製造者とみなす。

### ○ なぜその他の醸造酒とみなすのか、なぜその他の醸造酒の製造者とみなすのか

酒税の課税物件は、酒類である(法1)。したがって、酒母又はもろみについては、本来は酒税の課税対象にはならない。しかし、酒母又はもろみについて、上記のみなし規定や後述する酒税法違反により納税義務が成立することになる場合には、酒母又はもろみを17品目の酒類のいずれかに分類しなければ、酒税を課することができないため、酒母又はもろみをその他の醸造酒とみなし、酒母又はもろみの製造者をその他の醸造酒の製造者とみなして納税義務を成立させることにしている。

## ❗ここを覚えろ！

1. 「酒類」と「酒類等」（酒類又は酒母もしくはもろみの総称）を厳密に区別すること。
2. 各みなし規定について、それぞれ何を何とみなして納税義務を成立させるのかを正確に押さえること。
  - (1) 製造者の責めに帰する製造場内飲用  
その **飲用** を **移出** とみなして納税義務を成立させる。
  - (2) 取消し又は消滅した製造免許に係る酒類等が製造場に現存するとき  
製造場における酒類等の **現存** を **移出** とみなして納税義務を成立させる。
  - (3) 酒類等の半製品を製成したとき  
酒類等の **製成** を **移出** とみなして納税義務を成立させる。
  - (4) 酒類等が滞納処分等により換価されたとき  
酒類等の **換価** を **移出** とみなして納税義務を成立させる。
  - (5) 製造者の責めに帰することができない製造場内飲用  
その **飲用者** を **酒類等の製造者** とみなし、  
酒類等の **飲用** を **移出** とみなして納税義務を成立させる。
  - (6) 保税地域内飲用  
その **飲用** を **引取り** とみなして納税義務を成立させる。
  - (7) 製造者の責めに帰することができない移出  
その **移出者** を **酒類等の製造者** とみなして納税義務を成立させる。
  - (8) 酒母又はもろみ  
**酒母又はもろみ** を **その他の醸造酒** とみなし、  
**酒母又はもろみの製造者** を **その他の醸造酒の製造者** とみなして納税義務を成立させる。
3. みなし規定に対するただし書きの対象及び効果を正確に押さえること。
  - (1) 製造場における酒類等の現存を移出とみなす場合のただし書き
    - ① 製造業を相続しなかった場合は対象になるが、製造免許の強制取消しは対象外である。
    - ② 必要な行為の継続の規定の適用を受けて販売又は製造を認められた酒類のみが対象である。
    - ③ 製造場移出時課税制度に基づき、移出の都度納税義務が成立することになる。

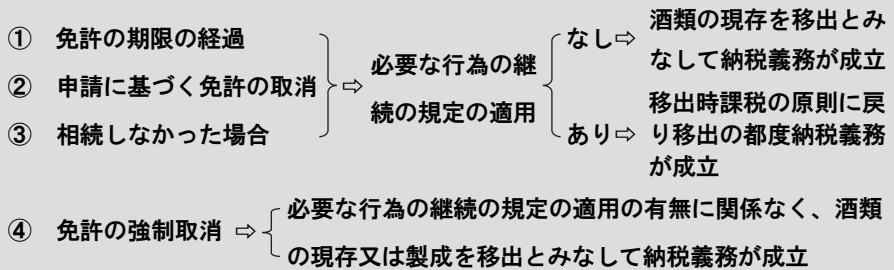
(2) 酒類等の換価を移出とみなす場合のただし書き

- ① 未納税移出の規定(免税規定)の適用を受けた酒類のみが対象である。
- ② 免税になるため、酒税は課されない。

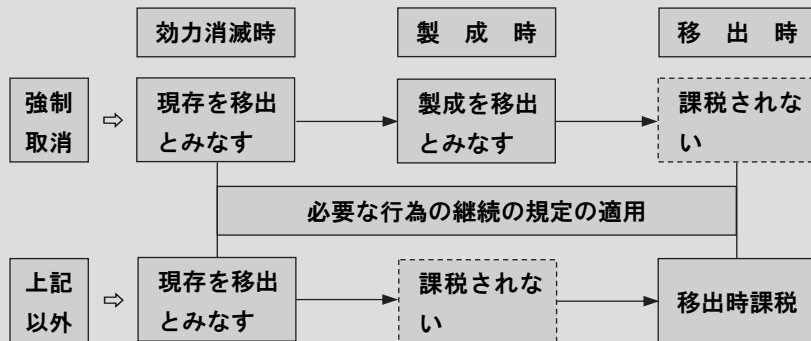
4. 製造免許の効力が消滅した場合において、製造場に現存する酒類等についての納税義務の成立のパターンを正確に押さえること。

(1) 酒類の製造免許の場合

酒類の製造免許を受けた者は、本来移出時課税の対象であることから、酒類の製造免許が強制的に取り消された場合を除いて、酒類の販売又は製造につき必要な行為の継続の規定の適用を受けている場合には、酒税の確保を早急に図る必要がないため、移出時課税の対象になる。

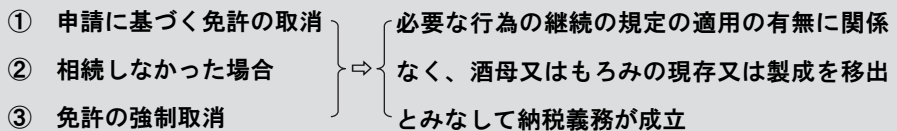


○ 時系列によるまとめ



(2) 酒母又はもろみの製造免許の場合

酒母又はもろみの製造免許を受けた者は、本来移出時課税の対象ではないため、製造免許の効力の消滅事由を問わず、また、必要な行為の継続の規定の適用の有無に関係なく、みなし規定により納税義務が成立することになる。



## 6-3 収去酒類の非課税等

### ① 収去酒類の非課税（法6の4、令10）

酒類も食品の一種であり、また、原料用アルコールについては消毒薬にも使用されるということで薬品の一種でもある。定期的に保健所などの検査を受けることになる。この場合の検査のためのサンプルの収去も、製造者又は引取者の同意のもとに行われるため、形としては製造場からの移出又は保税地域からの引取りということになる。しかし、最終的に消費者の飲用に充てられるものではないため、非課税にしている。

- (1) 食品衛生法の規定により収去される酒類
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）の規定により収去される酒類
- (3) 食品表示法の規定により収去される酒類

### ② 当該職員が採取した酒類等の見本（法30の7）

#### （国税通則法の規定による酒類の見本の採取）

非課税としての規定ではないが、当該職員（国税庁、国税局、税務署又は税関の職員）による酒類等の見本の採取についても、最終的に消費者の飲用に充てられるものではないため、課税しないことにしている。

## ❗ここを覚える！

非課税規定等をもれなく押さえること。



<メ モ>

## 6-4 酒税法違反による納税義務の成立

酒税法の規定に違反した場合には、製造場からの移出に該当せず、移出とみなす規定もないが、納税義務の成立の原則に対する例外として、納税義務が発生するものとして、直ちにその酒税が徴収され、罰則に処せられることになる。

なお、酒母又はもろみは、その他の醸造酒とみなされて納税義務が成立する。

### ① 密造酒の製造（法54①、②、⑤、⑥）

酒類等の製造免許を受けないで、酒類等を製造した場合又は酒類等の製造に着手してこれを遂げない場合。（10年以下の懲役又は原則100万円以下の罰金）

- (1) 本来、酒類等を製造しようとする場合には、税務署長の製造免許を必ず受けなければならない。
- (2) 酒税法違反の対象となる無免許製造には、未遂も含まれる。

### ② 密造酒の所持等（法56①五、③）

法令において認められる場合のほか、製造免許を受けない者の製造した酒類等又は輸入した酒類等で関税法の規定による輸入の許可を受けないものを所持し、譲り渡し、又は譲り受けた場合において、酒類等の製造者が判明しないとき。（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

- (1) 密造酒や酒母もしくはもろみ又は密輸入された酒類等が取引の段階を経て消費の過程に入ることを防止し、間接的に酒類等の製造又は密輸入を防止しようとしている。
- (2) 製造者が判明している場合には、製造者から酒税を徴収（製造者が一番悪い）する。

### ③ 保存酒類等の処分又は移出（法58①五、②）

酒類製造者が次に掲げる酒類を処分し、又は製造場から移出した場合。

1. 酒類製造者が担保を提供し、又は納税の担保として酒類の保存につき承認を受けるまで容器に封を施された酒類
2. 納税の担保としての保存酒類

（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

国税庁長官等は、滞納のおそれがある酒類製造者に対して、担保を提供させたり、又は担保の提供に代え、酒類の保存を命令することができる。また、これらの命令について、指定した期限までに財産や酒類を処分してしまうおそれがあるときは、応急措置として、製造場に現存する酒類の容器に封を施して、その処分又は移出を禁止することができる。これらの酒類は国税庁長官等に無断で処分したり移出したりすることはできない。

#### ④ 原料用酒類の移出 (法58①六、③)

酒類製造者が製造免許を受けないで製造した原料用酒類を承認を受けないで製造場から移出した場合。 (1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

ブランデーの製造免許を受けている者がブランデーを製造するためにブランデーの原料として果実酒を製造する場合には、果実酒の製造免許は不要となるが、この原料用酒類である果実酒(酒類の製造過程における中間製成物の性質を有し、独自の酒類として流通することを予期していないものである。)を移出する場合には、製造場の所在地の所轄税務署長の承認が必要である。

#### ⑤ 酒母又はもろみの処分又は移出 (法58①七、④)

酒母又はもろみの製造者が酒母又はもろみを承認を受けないで処分し、又は製造場から移出した場合。 (1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

酒母又はもろみは、酒類の製造過程における中間製成物というべきものであるから、これを自由に処分し、又は移出することを容認してしまうと酒類の密造を誘発するおそれがあるため、酒税法においては、特にこの取締りを厳重にし、これを処分し、又は移出しようとする場合には、製造場の所在地の所轄税務署長の承認が必要である。

#### ⑥ 不可飲処置の命令違反による処分又は移出 (法58①八、④)

酒母又はもろみの製造者が不可飲処置の命令に違反して酒母又はもろみを処分し、又は製造場から移出した場合。 (1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

税務署長は、酒母又はもろみを処分し、又は移出することを承認する場合において、酒税の取締上特に必要があると認めるときは、その酒母又はもろみを飲用できないように味を変える処置(不可飲処置)を施すべき旨を命ずることができるが、この不可飲処置の命令を無視して、酒母又はもろみを処分又は移出した場合である。

### ❗ここを覚える!

1. 酒税法違反による納税義務の成立パターンをもれなく押さえること。
  - (1) 密造酒(無免許)に対する規定⇒❶及び❷
  - (2) 製造者(製造免許を受けている者)に対する規定⇒❸から❹まで
2. 各酒税法違反に対する罰則の内容を正確に押さえること。

## 6-5 課税標準における注記事項

計算問題で製造場からの酒類の移出以外で納税義務が成立する場合や非課税となる場合などが出題されたときは、課税標準の計算上、その旨を注記すること。

### ① 出題パターン及び注記例

#### (1) 通常の移出に該当する場合（法6）

##### ① 販売促進のための酒類販売業者、酒場又は料理飲食店に対する酒類の無料提供

販売促進のための酒類販売業者、酒場又は料理飲食店に対する酒類の無料提供は、移出に該当するため、課税される。

##### ② 製造場見学者に対する土産品、販売促進のための見本品の無料配付

製造場見学者に対する土産品、販売促進のための見本品の無料配付は、移出に該当するため、課税される。

##### ③ 品評会への酒類の出品

品評会への酒類の出品は、移出に該当するため、課税される。

##### ④ 在日外国大使館への酒類の販売

在日外国大使館への酒類の販売は、移出に該当するため、課税される。

##### ⑤ 酒類の成分分析のための民間研究機関に対する検体の送付

酒類の成分分析のための民間研究機関に対する検体の送付は、移出に該当するため、課税される。

##### ⑥ 労働安全衛生法の規定による酒類の収去

労働安全衛生法の規定による酒類の収去は、移出に該当するため、課税される。

##### ⑦ 輸出用酒類の証明を受けるための所轄国税局に対する酒類の送付

輸出用酒類の証明を受けるための所轄国税局に対する酒類の送付は、移出に該当するため、課税される。

(2) みなし移出に該当する場合（法6の3）

① 製造場見学者に対する酒類の試飲（有料、無料を問わず）

製造場見学者に対する酒類の試飲は、移出とみなされて課税される。

② 製造場内での品質検査のための酒類の試飲

製造場内での品質検査のための酒類の試飲は、移出とみなされて課税される。

③ 製造場内開催の創業〇周年記念パーティー、従業員の送別会での酒類の飲用

製造場内開催の創業〇周年記念パーティー、従業員の送別会での酒類の飲用は、移出とみなされて課税される。

④ 所轄税務署長の承認を受けた製造場見学者に対する清酒もろみの試飲

所轄税務署長の承認を受けた製造場見学者に対する清酒もろみの試飲は、移出とみなされて課税される。また、清酒もろみは、その他の醸造酒とみなされる。

⑤ 製造場内での強制換価手続による酒類の換価

製造場内での強制換価手続による酒類の換価は、移出とみなされて課税される。

(3) 非課税に該当する場合（法6の4）

① 食品衛生法の規定による酒類の収去

食品衛生法の規定による酒類の収去は、非課税であるため、課税されない。

② 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）の規定による酒類の収去

医薬品医療機器等法の規定による酒類の収去は、非課税であるため、課税されない。

③ 食品表示法の規定による酒類の収去

食品表示法の規定による酒類の収去は、非課税であるため、課税されない。

(4) 移出に該当しない場合

- ① 従業員の過失による製造場内での酒類の滅失、製造場内で発生した荷崩れによる酒類の流出

従業員の過失による製造場内での酒類の滅失、製造場内で発生した荷崩れによる酒類の流出は、移出に該当しないため、課税されない。

- ② 微生物検査のための製造場における酒類の分析

微生物検査のための製造場における酒類の分析は、移出に該当しないため、課税されない。

- ③ 他の酒類製造者が課税移出した酒類を製造場内に移入し、研究用に供した場合

当該製造場から課税移出していないため、課税されない。また、他の酒類製造者が課税移出した時点において、課税関係が完結しているため、移出とみなす必要もない。

(5) その他（法6の3、法30の7）

- ① 当該職員による酒類の見本の採取  
（国税通則法の規定による酒類の見本の採取）

当該職員による酒類の見本の採取は、課税されない。

- ② 不法侵入者による製造場内での酒類の飲用

不法侵入者による製造場内での酒類の飲用は、不法侵入者が課税されるため、製造者は課税されない。

- ③ 不法侵入者による製造場からの酒類の搬出

不法侵入者による製造場からの酒類の搬出は、不法侵入者が課税されるため、製造者は課税されない。

② 解答上の注意点

- (1) 注記事項が課税移出に該当する場合には、課税原因が通常の移出なのか、みなし移出なのかを区別して注記を示すこと。
- (2) 注記事項に係る数量が問題の資料で与えられている「その月中に製造場から移出した数量」に含まれているのか否かを正確に読み取ること。

## ❗ここを覚えろ

1. 納税義務の成立の理論(理論マスター1-1)を背景に、注記事項の書き方を正確に押さえること。
2. 注記事項を示すに当たって、通常の移出とみなし移出を区別すること。
3. 注記事項も重要な得点源である。

<メ モ>



# トレーニング

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

酒税率 P. 240~243

問題 1 ~ 7

## 酒税率 (タイプB)

### I 酒税法

**第23条等** 酒税の税率は、酒類の種類に応じ、1 キロリットルにつき、次に定める金額とする。

- 一 発泡性酒類 181,000円
  - 二 醸造酒類 100,000円
  - 三 蒸留酒類 200,000円(アルコール分が21度以上のものにあつては、200,000円にアルコール分が20度を超える1度ごとに10,000円を加えた金額)
  - 四 混成酒類 200,000円(アルコール分が21度以上のものにあつては、200,000円にアルコール分が20度を超える1度ごとに10,000円を加えた金額)
- 2 発泡性酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、前項の規定にかかわらず、1 キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。
- 一 発泡酒(酒税法第3条第18号イに掲げる酒類のうち原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の100分の50未満25以上のものでアルコール分が10度未満のものに限る。) 155,000円
  - 二 発泡酒(酒税法第3条第18号イに掲げる酒類のうち原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の100分の25未満のものでアルコール分が10度未満のもの並びに同号ロに掲げる酒類のうち旧酒税法第23条第2項第3号イ及びロに掲げるものに該当するものに限る。) 134,250円
  - 三 その他の発泡性酒類 80,000円
- 3 蒸留酒類のうちウイスキー、ブランデー及びスピリッツであつてアルコール分が37度未満のものに係る酒税の税率は、第1項の規定にかかわらず、1 キロリットルにつき370,000円とする。
- 4 混成酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、第1項の規定にかかわらず、1 キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。
- 一 合成清酒 100,000円
  - 二 みりん及び雑酒(その性状がみりに類似する酒類として政令で定めるものに限る。) 20,000円
  - 三 甘味果実酒及びリキュール 120,000円(アルコール分が13度以上のものにあつては、120,000円にアルコール分が12度を超える1度ごとに10,000円を加えた金額)
  - 四 粉末酒 390,000円

## II 租税特別措置法

**第87条の2等** 酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる酒税法第3条第5号に規定する蒸留酒類(同号ホに掲げる酒類及び発泡性を有するものを除く。)及び同条第21号に規定するリキュール(発泡性を有するものを除く。)でアルコール分(同条第1号に規定するアルコール分をいう。以下この条において同じ。)が13度未満のもの(リキュールについては、アルコール分が12度未満のものに限る。)に係る酒税の税率は、同法第23条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、1キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

- 一 アルコール分が9度未満のもの 80,000円
- 二 アルコール分が9度以上13度未満のもの 80,000円にアルコール分が8度を超える1度ごとに10,000円を加えた金額

## 酒税率 (タイプC)

### I 酒税法(抄)

第23条 酒税の税率は、酒類の種類に応じ、一キロリットルにつき、次に定める金額とする。

- 一 発泡性酒類 十五万五千円
  - 二 醸造酒類 十万円
  - 三 蒸留酒類 二十万円(アルコール分が二十一度以上のものにあつては、二十万円にアルコール分が二十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額)
  - 四 混成酒類 二十万円(アルコール分が二十一度以上のものにあつては、二十万円にアルコール分が二十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額)
- 2 発泡性酒類のうちその他の発泡性酒類に係る酒税の税率は、前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき十万円とする。
- 3 蒸留酒類のうちウイスキー、ブランデー及びスピリッツであつてアルコール分が三十七度未満のものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき三十七万円とする。
- 4 混成酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。
- 一 合成清酒 十万円
  - 二 みりん及び雑酒(その性状がみりに類似する酒類として政令で定めるものに限る。) 二万円
  - 三 甘味果実酒及びリキュール 十二万円(アルコール分が十三度以上のものにあつては、十二万円にアルコール分が十二度を超える一度ごとに一万円を加えた金額)
  - 四 粉末酒 三十九万円

### II 附則〔平成二九年三月三十一日法律第四号〕(抄)

#### 第36条

- 4 令和五年十月一日から令和八年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる発泡性酒類に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき十八万一千円とする。
- 5 前項の発泡性酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項及び第二項並びに前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

- 一 発泡酒(新酒税法第三条第十八号イに掲げる酒類のうち原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の五十未満二十五以上のものでアルコール分が十度未満のものに限る。) 十五万五千円
- 二 発泡酒(新酒税法第三条第十八号イに掲げる酒類のうち原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の二十五未満のものでアルコール分が十度未満のもの並びに同号ロに掲げる酒類のうち旧酒税法第二十三条第二項第三号イ及びロに掲げるものに該当するものに限る。) 十三万四千二百五十円
- 三 その他の発泡性酒類 八万円

### Ⅲ 租税特別措置法(抄)

**第87条の2** 酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる酒税法第三条第五号に規定する蒸留酒類(同号ホに掲げる酒類及び発泡性を有するものを除く。)及び同条第二十一号に規定するリキュール(発泡性を有するものを除く。)でアルコール分(同条第一号に規定するアルコール分をいう。以下この条において同じ。)が十三度未満のもの(リキュールについては、アルコール分が十二度未満のものに限る。)に係る酒税の税率は、同法第二十三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

- 一 アルコール分が十一度未満のもの 十万円
- 二 アルコール分が十一度以上十三度未満のもの 十万円にアルコール分が十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額

### Ⅳ 附則〔平成二九年三月三十一日法律第四号〕(抄)

**第91条** 別段の定めがあるものを除き、令和二年十月一日前に課した、又は課すべきであった旧租税特別措置法第八十七条の二に規定する蒸留酒類及びリキュールに係る酒税については、なお従前の例による。

- 2 令和二年十月一日から令和八年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる新租税特別措置法第八十七条の二に規定する蒸留酒類及びリキュールに係る同条の規定の適用については、同条第一号中「十一度」とあるのは「九度」と、「十万円」とあるのは「八万円」と、同条第二号中「十一度」とあるのは「九度」と、「十万円」とあるのは「八万円」と、「十度」とあるのは「八度」とする。



**問題 1****(税率の適用関係①)****基礎**

次に掲げる酒類の税率を計算過程を明らかにして求めなさい。

1. ビール (アルコール分6度)
2. 清酒 (アルコール分16度)
3. 連続式蒸留焼酎 (アルコール分34.5度)
4. ウイスキー (アルコール分36.5度)
5. スピリッツ (アルコール分9.5度、発泡性あり)
6. ブランデー (アルコール分40度)
7. 合成清酒 (アルコール分10度)
8. 甘味果実酒 (アルコール分15.8度)
9. みりん (アルコール分9.6度)
10. 単式蒸留焼酎 (アルコール分19.5度)
11. リキュール (アルコール分13度)
12. その他の醸造酒 (アルコール分10度、発泡性あり)
13. 粉末酒
14. ブランデー (アルコール分10度、発泡性なし)
15. 果実酒 (アルコール分16度)
16. 連続式蒸留焼酎 (アルコール分13度)
17. スピリッツ (アルコール分37度、発泡性あり)
18. 雑酒 (みりん類似以外のもの、アルコール分27.5度)
19. 原料用アルコール (アルコール分95度)
20. ブランデー (アルコール分9度、発泡性あり)
21. リキュール (アルコール分10度、発泡性あり)
22. リキュール (アルコール分9度)
23. スピリッツ (アルコール分13度)
24. 連続式蒸留焼酎 (アルコール分11度)
25. 清酒 (アルコール分9度、発泡性あり)
26. 甘味果実酒 (アルコール分11.4度)
27. ウイスキー (アルコール分55度)
28. 雑酒 (みりに類似するもの、アルコール分12.4度)
29. ブランデー (アルコール分13度)
30. 合成清酒 (アルコール分9.9度、発泡性あり)

**【解答92ページ】**

**問題 2****(税率の適用関係②)****基礎**

次に掲げる酒類の税率を計算過程を明らかにして求めなさい。

1. 果実酒 (アルコール分7度、発泡性あり)
2. 清酒 (アルコール分14度、発泡性なし)
3. その他の醸造酒 (アルコール分10度、発泡性なし)
4. 原料用アルコール (アルコール分70度、発泡性なし)
5. みりん (アルコール分8度、発泡性あり)
6. 合成清酒 (アルコール分15.5度、発泡性なし)
7. 甘味果実酒 (アルコール分10度、発泡性なし)
8. 単式蒸留焼酎 (アルコール分22.5度、発泡性なし)
9. 連続式蒸留焼酎 (アルコール分20.5度、発泡性なし)
10. ブランデー (アルコール分37度、発泡性なし)
11. ウイスキー (アルコール分7度、発泡性なし)
12. その他の醸造酒 (アルコール分15度、発泡性あり)
13. 甘味果実酒 (アルコール分16.5度、発泡性あり)
14. スピリッツ (アルコール分9度、発泡性なし)
15. スピリッツ (アルコール分8度、発泡性あり)
16. みりん (アルコール分14度、発泡性なし)
17. 合成清酒 (アルコール分9.9度、発泡性なし)
18. ブランデー (アルコール分10度、発泡性あり)
19. 単式蒸留焼酎 (アルコール分9.5度、発泡性あり)
20. 雑酒 (アルコール分10度、みりん類似以外のもの、発泡性なし)
21. 雑酒 (アルコール分15度、発泡性なし)
22. 雑酒 (アルコール分10度、みりに類似するもの、発泡性なし)
23. リキュール (アルコール分26.4度、発泡性なし)
24. リキュール (アルコール分12度、発泡性あり)
25. リキュール (アルコール分12.5度、発泡性なし)
26. 清酒 (アルコール分9.5度、発泡性なし)
27. 果実酒 (アルコール分10度、発泡性なし)
28. ウイスキー (アルコール分39.5度、発泡性なし)
29. ブランデー (アルコール分10.5度、発泡性なし)
30. スピリッツ (アルコール分10.5度、発泡性あり)

**【解答95ページ】**



**問題 3****(発泡酒の税率その1)****基礎**

次の発泡酒の税率を計算過程を示して求めなさい。

1. 発泡酒 A (アルコール分10度)  
原料：麦芽480kg、ホップ20kg、きび1,000kg及び水
2. 発泡酒 B (アルコール分7度)  
原料：麦芽700kg、米500kg、ばれいしょ200kg及び水
3. 発泡酒 C (アルコール分4度)  
原料：麦芽200kg、でん粉480kg、糖類320kg及び水
4. 発泡酒 D (アルコール分9度)  
原料：麦芽600kg、とうもろこし1,000kg、こうりゃん400kg及び水
5. 発泡酒 E (アルコール分6度)  
原料：麦600kg、ホップ15kg、米こうじ400kg、こうりゃん1,000kg及び水
6. 発泡酒 F (アルコール分5度)  
原料：麦芽240kg、ホップ30kg、連続式蒸留焼酎1,000ℓ(アルコール分35度)及び水
7. 発泡酒 G (アルコール分7度)  
原料：麦芽400kg、糖類280kg(水分重量50kg)、ブランデー100ℓ(アルコール分60度)及び水
8. 発泡酒 H (アルコール分6度)  
原料：麦芽300kg、麦芽水あめ1,000kg(麦芽100kg使用)、こうりゃん300kg及び水
9. 発泡酒 I (アルコール分5度)  
原料：麦芽480kg、きび520kg、でん粉1,000kg(水分重量280kg)及び水
10. 発泡酒 J (アルコール分6度)  
原料：麦芽750kg、ひえ630kg、ぶどう糖液300kg(水分割合80%)及び炭酸水

**【解答97ページ】**

**問題 4****(発泡酒の税率その2)****応用**

次に掲げる酒類の(1)品目及び(2)適用税率を求めなさい。なお、品目の判定理由は要しない。

1. 商品A (アルコール分5度、エキス分4度、発泡性あり)  
原料等：糖類、ホップ、水、たんぱく質物分解物(えんどうを原料とするもの)、食物繊維及びカラメルを原料として発酵させて製造した酒類
2. 商品B (アルコール分5度、エキス分4度、発泡性なし)  
原料等：糖類、ホップ、水、たんぱく質物分解物(とうもろこしを原料とするもの)、とうもろこし、酵母エキス、アルコール、食物繊維、香味料、クエン酸三カリウム及びカラメルを原料として発酵させて製造した酒類
3. 商品C (アルコール分5度、エキス分4度、発泡性あり)  
原料等：糖類、ホップ、水、たんぱく質物分解物(米を原料とするもの)、酵母エキス及びカラメルを原料として発酵させて製造した酒類
4. 商品D (アルコール分6.4度、エキス分4度、発泡性あり)  
原料等：発泡酒(麦芽250kg、ホップ5kg、あわ200kg及び水を原料として発酵させた酒類、アルコール分5度)に、スピリッツ(大麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留した酒類、アルコール分40度)を加えて製造した酒類
5. 商品E (アルコール分7度、エキス分4度、発泡性あり)  
原料等：発泡酒(発芽させた大麦400kg、ホップ10kg、とうもろこし600kg及び水を原料として発酵させた酒類、アルコール分6度)に、スピリッツ(大麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留した酒類、アルコール分31度)を加えて製造した酒類
6. 商品F (アルコール分9度、エキス分4度、発泡性あり)  
原料等：発泡酒(大麦400kg、麦こうじ150kg、ホップ5kg及び水を原料として発酵させた酒類、アルコール分6度)に、スピリッツ(小麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留した酒類、アルコール分39度)を加えて製造した酒類

7. 商品G (アルコール分8度、エキス分4度、発泡性あり)

原料等：ビール(麦芽500kg、ホップ5kg、ばれいしょ250kg及び水を原料として発酵させた酒類、アルコール分6度)に、スピリッツ(小麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留した酒類、アルコール分38度)を加えて製造した酒類

8. 商品H (アルコール分9.5度、エキス分4度、発泡性なし)

原料等：発泡酒(麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた酒類で麦芽比率が25%のもの、アルコール分6度)に、スピリッツ(大麦及び水を原料として糖化、発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分95度)して水を加えた酒類、アルコール分41度)を加えて製造した酒類

9. 商品I (アルコール分9.5度、エキス分4度、発泡性あり)

原料等：発泡酒(麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた酒類で麦芽比率が40%のもの、アルコール分4度)に、スピリッツ(大麦及び小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留した酒類、アルコール分41度)を加えて製造した酒類

10. 商品J (アルコール分9.9度、エキス分1度、発泡性あり)

原料等：発泡酒(麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた酒類で麦芽比率が49.5%のもの、アルコール分4度)に、スピリッツ(大麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留した酒類、アルコール分33.5度)を加えて製造した酒類

11. 商品K (アルコール分9度、エキス分4度、発泡性あり)

原料等：麦こうじ600kg、とうもろこし1,000kg、こうりゃん400kg及び水を原料として発酵させて製造した酒類で、香味、色沢その他の性状がビールに類似するもの

【解答100ページ】

次に掲げる酒類の税率を計算過程を明らかにして求めなさい。

1. 単式蒸留焼酎 (アルコール分10.5度)

2. 発泡酒 (アルコール分5度)

原料：麦芽500kg、小麦600kg、ぶどう果汁350kg、ホップ5kg、スピリッツ800ℓ(アルコール分35度)及び水

3. ビール (アルコール分5度)

4. リキュール (アルコール分18.5度、発泡性あり)

5. 果実酒 (アルコール分12度)

6. その他の醸造酒 (アルコール分5度)

原料等：糖類、ホップ、水、たんぱく質物分解物(大豆を原料とするもの)、酵母エキス及びカラメルを原料として発酵させて製造した酒類

7. 原料用アルコール (アルコール分45.5度)

8. 清酒 (アルコール分21.5度)

9. 発泡酒 (アルコール分4度)

原料：麦芽800kg、ホップ30kg、ばれいしょ900kg、ぶどう糖60kg(水分重量22kg)及び水

10. スピリッツ (アルコール分35度)

11. 雑酒 (アルコール分14.5度、みりに類似するもの)

12. 発泡酒 (アルコール分5度)

原料等：大麦800kg、ホップ5kg、コーンスターチ150kg、麦こうじ250kg、イチゴ果汁400kg及び水を原料として発酵させて製造した酒類

13. 発泡酒 (アルコール分8度、発泡性あり)

原料等：糖類、ホップ、水、たんぱく質物分解物(大豆を原料とするもの)及び酵母エキスを原料として発酵させて製造した酒類

14. 合成清酒 (アルコール分12度)

15. ブランデー (アルコール分12度、発泡性あり)

16. ウイスキー (アルコール分62.5度)

17. 発泡酒 (アルコール分10度)

原料等：麦芽500kg、ホップ5kg、スピリッツ800ℓ(アルコール分40度)及び水を原料として発酵させて製造した酒類

18. 連続式蒸留焼酎 (アルコール分13度)

19. 単式蒸留焼酎 (アルコール分33.5度)

20. 発泡酒（アルコール分7度、発泡性あり）

原料等：糖類、ばれいしょ、ホップ、水、たんぱく質物分解物(大豆を原料とするもの)、酵母エキス及びカラメルを原料として発酵させて製造した酒類

21. みりん（アルコール分9度、発泡性あり）

22. ビール（アルコール分10度）

23. ブランデー（アルコール分12度）

24. 連続式蒸留焼酎（アルコール分8度）

25. 甘味果実酒（アルコール分15.8度）

26. 発泡酒（アルコール分9度、発泡性あり）

原料等：発泡酒(麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた酒類で麦芽比率が20%のもの、アルコール分7度)に、単式蒸留焼酎(大麦、米こうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分65度)して水を加えた酒類、アルコール分37度)を加えて製造した酒類

27. ウイスキー（アルコール分8度、発泡性あり）

28. 雑酒（アルコール分13度、エキス分15度）

29. リキュール（アルコール分8度、発泡性なし）

30. 発泡酒（アルコール分6度）

原料等：麦芽440kg、大麦730kg、米570kg、ビール1000(麦芽1,500kgを使用して製造したビール10,000(アルコール分5度)のうちの1000である。)及び水を原料として発酵させて製造した酒類

【解答103ページ】

問題 6

(まとめ問題その2) (シートあり)

応用

— 45分 —

下記の〔資料〕に基づいて、甲株式会社(全酒類の製造免許を有している。)が製造している酒類について、同社の令和6年7月分の納付すべき酒税額について、適用税率及び計算過程を明らかにして求めなさい。

なお、酒税法第30条(戻入れの場合の酒税額の控除等)の適用がある場合には、令和6年7月分の酒税納税申告書で控除すること。また、旧租税特別措置法第87条(清酒等に係る酒税の税率の特例)及び同法第87条の4(ビールに係る酒税の税率の特例)の規定の適用はない。

〔資料〕

1. 甲株式会社の製造した酒類の品目及び令和6年7月中のその製造場から移出した数量は、次のとおりである。

商品名 (品目)	令和6年7月中の移出の内訳		アルコール分及び原料等
	容器の容量	ケース及び本数	
A (清酒)	ml 1,800	3,215ケース (10本入り)	アルコール分15.5度、発泡性あり
B (合成清酒)	1,000	1,211ケース (8本入り)	アルコール分15.5度、発泡性なし
C (連続式蒸留焼酎)	500	843ケース (20本入り)	アルコール分12.5度、発泡性なし
D (単式蒸留焼酎)	900	991ケース (12本入り)	アルコール分18.3度、発泡性なし
E (みりん)	1,800	342ケース (6本入り)	アルコール分14.8度、発泡性なし
F (ビール)	633	1,591ケース (12本入り)	アルコール分6.5度
G (果実酒)	720	646ケース (10本入り)	アルコール分7.8度、発泡性あり
H (甘味果実酒)	720	553ケース (20本入り)	アルコール分9度、発泡性なし

商品名（品目）	令和6年7月中の移出の内訳		アルコール分及び原料等
	容器の容量	ケース及び本数	
I (ウイスキー)	750 <i>ml</i>	246ケース (10本入り)	アルコール分41.9度、発泡性なし
J (ブランデー)	250	425ケース (24本入り)	アルコール分36度、発泡性あり
K (原料用アルコール)	1,000	116ケース (12本入り)	アルコール分70度、発泡性なし
L (発泡酒)	350	316ケース (24本入り)	アルコール分7度 1仕込当たりの原料：麦芽500kg、大麦650kg、ホップ5kg、りんご果汁400kg、ブランデー600ℓ(アルコール分40度)、水
M (発泡酒)	1,800	298ケース (6本入り)	アルコール分5度、発泡性あり 原料：糖類、ホップ、水、たんぱく質物分解物(大豆を原料としたもの)、酵母エキス
N (スピリッツ)	500	421ケース (24本入り)	アルコール分13度、発泡性なし
O (スピリッツ)	250	871ケース (24本入り)	アルコール分13度、発泡性あり
P (雑酒)	750	219ケース (12本入り)	アルコール分20度、発泡性なし 米、米こうじ、麦及び水を原料として発酵させたものである。

- 商品Aについては、上記の表に令和6年7月1日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第4項の規定により収去された10本(容器の容量1,800*ml*)が含まれている。
- 商品Cについては、他の酒類製造者の製造場から課税移入したものである。
- 商品Dについては、上記の表に令和6年7月中に未納税移出した600本(容器の容量900*ml*)が含まれている。

5. 商品Eについては、上記の表のほか、令和6年7月10日に食品表示法第8条第1項の規定により10本(容器の容量1,800ml)が収去された。
6. 商品Fについては、上記の表のほか、令和6年7月20日に酒類販売業者である乙株式会社に譲渡し製造場内で引き渡した5,000本(容器の容量633ml)のうち、令和6年7月25日に3,000本が同社によって製造場の外に搬出された。
7. 商品Gについては、上記の表のほか、令和6年7月中に製造場見学者に対して、製造場内で7,200mlを無料で試飲させた。
8. 商品Hについては、令和6年5月中に酒類販売業者に課税移出されたもののうち、令和6年7月中に3,000本(容器の容量720ml)が酒類販売業者から返品され、製造場内に持ち込まれた。
9. 商品Iについては、他の酒類製造者の製造場から未納税移入したものである。
10. 商品Jについては、上記の表のほか、従業員の過失により、製造場内の貯蔵タンクから流出し、令和6年7月中に200lが滅失した。なお、所轄税務署長にその旨を届け出ている。
11. 商品Lについては、令和6年7月10日に酒税法第47条第1項の規定により申告した製造方法に従い1仕込分を製造しており、原料のブランデーについては酒類販売業者である丙株式会社が令和6年4月に保税地域から引き取り製造場内に課税移入したものである。

【解答107ページ】



<メ モ>

下記の〔資料〕に基づいて、甲株式会社(全酒類の製造免許を受けている。)が製造している酒類について、同社の令和6年7月分の納付すべき酒税額について、適用税率及び計算過程を明らかにして求めなさい。

なお、酒税法第30条(戻入の場合の酒税額の控除等)の適用がある場合には、令和6年7月分の酒税納税申告書で控除すること。また、旧租税特別措置法第87条(清酒等に係る酒税の税率の特例)及び同法第87条の4(ビールに係る酒税の税率の特例)の規定の適用はない。

〔資料〕

1. 甲株式会社の製造した酒類の品目及び令和6年7月中にその製造場から酒類販売業者に対して課税移出した数量は、次表のとおりである。

(注)所轄税務署長の手続等(申告・承認・届出)を要するものについては、すべて完了している。

2. 各商品の特記すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 商品Aについては、令和6年7月中に食品衛生法第28条第1項の規定により10本(容器の容量1,800ml)が収去された。

- (2) 商品Bについては、公的機関主催の品評会に出品するため、令和6年7月中に24本(容器の容量633ml)を移出した。

- (3) 商品Cについては、販売促進のため、令和6年7月中に128本(容器の容量334ml)を製造場の見学者に無料で配付した。

- (4) 商品Dについては、他の酒類製造者の製造場から課税移出された連続式蒸留焼酎(アルコール分33度)を製造場内に移入し水を加えたものである。

- (5) 商品Eについては、令和6年4月5日に未納税移出した2,400本(容器の容量900ml)について、未納税移出が認められるために必要な書類(未納税移入明細書)を令和6年4月分の酒税納税申告書に添付できなかったため、令和6年7月5日までに提出する旨届出していたが、その期限までに添付できなかったことから、その本数を別表の令和6年7月中の移出の内訳に含めている。

- (6) 商品Fについては、令和6年7月7日深夜に盗難により、100本(容器の容量750ml)が製造場内から持ち出された。

なお、製造者による製造場の管理は、施錠等が適切に行われており、製造者に盗難にあったことについての責任はないと認められた。

- (7) 商品Gについては、令和6年4月中に酒類販売業者に課税移出されたもののうち、令和6年7月中に580本(容器の容量350ml)が酒類販売業者から返品され、製造場内に持ち込まれた。

なお、返品されたものは、令和6年8月中に再び課税移出されている。

- (8) 商品Hについては、品質検査のため、令和6年7月中に製造場内で1,233mlを試飲した。
- (9) 商品Iについては、令和6年7月中に在日アメリカ大使館へ3ケース(容器の容量750ml、1ケース12本入り)を販売した。
- なお、租税特別措置法第86条《外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る免税》の規定が適用され、消費税が免除されている。
- (10) 商品Nについては、令和6年7月中に国税通則法第74条の4第2項《当該職員の酒税に関する調査等に係る質問検査権》の規定により10本(容器の容量1,200ml)が採取された。
- (11) 令和6年7月中に製造場の見学者に製造場内で清酒もろみQ4,000ml(アルコール分13.5度)を無料で飲用させた。

(次 表)

商品名 (品目)	令和6年7月中の移出の内訳		アルコール分等
	容器の容量	ケース及び本数	
A (清 酒)	ml 1,800	9,990本	アルコール分9.5度
B (ビール)	633	2,388ケース (24本入り)	アルコール分6度
C (ビール)	334	1,426ケース (24本入り)	アルコール分7度
D (連続式蒸留焼酎)	250	1,200ケース (24本入り)	アルコール分9.9度
E (単式蒸留焼酎)	900	954ケース (12本入り)	アルコール分41.7度
F (合成清酒)	750	950ケース (12本入り)	アルコール分8.6度、発泡性あり
G (リキュール)	350	852ケース (24本入り)	アルコール分11.5度
H (みりん)	1,800	370ケース (12本入り)	アルコール分9度
I (ウイスキー)	750	540ケース (12本入り)	アルコール分12.5度

商品名（品目）	令和6年7月中の移出の内訳		アルコール分等
	容器の容量	ケース及び本数	
J (雑酒)	1,000 <i>ml</i>	625ケース (12本入り)	アルコール分9度 みりん類似
K (雑酒)	700	332ケース (12本入り)	アルコール分22度、発泡性あり みりん類似以外のもの
L (果実酒)	250	2,140ケース (24本入り)	アルコール分8.2度
M (甘味果実酒)	350	1,352ケース (24本入り)	アルコール分16.5度、発泡性あり
N (スピリッツ)	1,200	3,490本	アルコール分37.5度
O (発泡酒)	500	2,621ケース (24本入り)	アルコール分7度 原料：麦芽(250kg)、小麦(400kg)、 米(220kg)、でん粉(150kg、含有水分34%)、水
P (発泡酒)	500	1,020ケース (24本入り)	アルコール分7度 原料：大麦(500kg)、米(200kg)、 とうもろこし(300kg)、水

【解答115ページ】

# 解答編

## 問題 1

1. ビール  
181,000円
2. 清酒  
100,000円
3. 連続式蒸留焼酎  
 $200,000円 + 10,000円 \times (34.5度 - 20度) = 340,000円$   
1度未満切捨
4. ウイスキー  
370,000円
5. スピリッツ  
その他の発泡性酒類 80,000円
6. ブランデー  
 $200,000円 + 10,000円 \times (40度 - 20度) = 400,000円$
7. 合成清酒  
100,000円
8. 甘味果実酒  
 $120,000円 + 10,000円 \times (15.8度 - 12度) = 150,000円$   
1度未満切捨
9. みりん  
20,000円
10. 単式蒸留焼酎  
200,000円
11. リキュール  
 $120,000円 + 10,000円 \times (13度 - 12度) = 130,000円$
12. その他の醸造酒  
100,000円
13. 粉末酒  
390,000円
14. ブランデー  
低アルコール分  
 $80,000円 + 10,000円 \times (10度 - 8度) = 100,000円$
15. 果実酒  
100,000円

16. 連続式蒸留焼酎  
200,000円
17. スピリッツ  
 $200,000円 + 10,000円 \times (37度 - 20度) = 370,000円$
18. 雑酒（みりん類似以外）  
 $200,000円 + 10,000円 \times (27.5度 - 20度) = 270,000円$   
1度未満切捨
19. 原料用アルコール  
 $200,000円 + 10,000円 \times (95度 - 20度) = 950,000円$
20. ブランデー  
その他の発泡性酒類 80,000円
21. リキュール  
120,000円
22. リキュール  
低アルコール分  
 $80,000円 + 10,000円 \times (9度 - 8度) = 90,000円$
23. スピリッツ  
370,000円
24. 連続式蒸留焼酎  
低アルコール分  
 $80,000円 + 10,000円 \times (11度 - 8度) = 110,000円$
25. 清酒  
その他の発泡性酒類 80,000円
26. 甘味果実酒  
120,000円
27. ウイスキー  
 $200,000円 + 10,000円 \times (55度 - 20度) = 550,000円$
28. 雑酒（みりん類似）  
20,000円
29. ブランデー  
370,000円
30. 合成清酒  
その他の発泡性酒類 80,000円

## 【解答への道】

1. 本試験で参考資料として与えられる税率は、条文を抜粋したものであるため、解答上は模範解答のように税率の適用区分を省略して構わない。

なお、その他の発泡性酒類に該当する場合や租税特別措置法に規定する税率が適用される場合には、その旨を示すこと。

2. ビールについては、アルコール分に関係なく、基本税率181,000円が適用される。

3. 醸造酒類(清酒、果実酒及びその他の醸造酒)については、その他の発泡性酒類(アルコール分が10度未満で発泡性を有するもの)に該当しなければ、醸造酒類の基本税率100,000円が適用されることになる。

4. 原料用アルコール以外の蒸留酒類(連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、ウイスキー、ブランデー及びスピリッツ)については、発泡性の有無により、次に掲げる点を確認する必要がある。

(1) 発泡性を有しないもの

⇒ 低アルコール分の蒸留酒類(アルコール分13度未満、かつ、発泡性なし)に該当しなければ、蒸留酒類の基本税率又は特別税率が適用されることになる。

(2) 発泡性を有するもの

⇒ その他の発泡性酒類(アルコール分10度未満、かつ、発泡性あり)に該当しなければ、蒸留酒類の基本税率又は特別税率が適用されることになる。

5. 原料用アルコールについては、アルコール分が45度を超えることが定義上の要件になっているため、その他の発泡性酒類及び低アルコール分の蒸留酒類の確認は、不要である。

6. リキュール及び粉末酒以外の混成酒類(合成清酒、みりん、甘味果実酒及び雑酒)については、その他の発泡性酒類に該当しなければ、混成酒類の基本税率又は特別税率が適用されることになる。

7. 雑酒の税率には、みりん類似の税率とみりん類似以外の税率の2つがある。

8. リキュールについては、発泡性の有無により、次に掲げる点を確認する必要がある。

(1) 発泡性を有しないもの

⇒ 低アルコール分の混成酒類(アルコール分12度未満、かつ、発泡性なし)に該当しなければ、混成酒類の特別税率が適用されることになる。

(2) 発泡性を有するもの

⇒ その他の発泡性酒類に該当しなければ、混成酒類の特別税率が適用されることになる。



## 問題 2

1. 果実酒  
その他の発泡性酒類 80,000円
2. 清 酒  
100,000円
3. その他の醸造酒  
100,000円
4. 原料用アルコール  
 $200,000円 + 10,000円 \times (70度 - 20度) = 700,000円$
5. みりん  
その他の発泡性酒類 80,000円
6. 合成清酒  
100,000円
7. 甘味果実酒  
120,000円
8. 単式蒸留焼酎  
 $200,000円 + 10,000円 \times (22.5度 - 20度) = 220,000円$   
1度未満切捨
9. 連続式蒸留焼酎  
200,000円
10. ブランデー  
 $200,000円 + 10,000円 \times (37度 - 20度) = 370,000円$
11. ウイスキー  
低アルコール分 80,000円
12. その他の醸造酒  
100,000円
13. 甘味果実酒  
 $120,000円 + 10,000円 \times (16.5度 - 12度) = 160,000円$   
1度未満切捨
14. スピリッツ  
低アルコール分  
 $80,000円 + 10,000円 \times (9度 - 8度) = 90,000円$
15. スピリッツ  
その他の発泡性酒類 80,000円

16. みりん  
20,000円
17. 合成清酒  
100,000円
18. ブランデー  
370,000円
19. 単式蒸留焼酎  
その他の発泡性酒類 80,000円
20. 雑 酒 (みりん類似以外)  
200,000円
21. 雑 酒 (みりん類似以外)  
200,000円
22. 雑 酒 (みりん類似)  
20,000円
23. リキュール  
 $120,000円 + 10,000円 \times (26.4度 - 12度) = 260,000円$   
1度未満切捨
24. リキュール  
120,000円
25. リキュール  
120,000円
26. 清 酒  
100,000円
27. 果実酒  
100,000円
28. ウイスキー  
 $200,000円 + 10,000円 \times (39.5度 - 20度) = 390,000円$   
1度未満切捨
29. ブランデー  
低アルコール分  
 $80,000円 + 10,000円 \times (10.5度 - 8度) = 100,000円$   
1度未満切捨
30. スピリッツ  
370,000円

### 【解答への道】

21の雑酒について、みりん類似か否かが明記されていないが、アルコール分が15度であることから、みりん類似雑酒(アルコール分が15度未満であることが要件である。)に該当しないことが明らかである。したがって、みりん類似以外の雑酒として税率を確定することになる。

### 問題3

#### 1. 発泡酒A

アルコール分10度 $\geq$ 10度  $\therefore$  181,000円

#### 2. 発泡酒B

$$\text{麦芽比率} = \frac{700\text{kg}}{700\text{kg} + 500\text{kg} + 200\text{kg}} (50\%) \geq 50\%$$

$\therefore$  181,000円

#### 3. 発泡酒C

(1) アルコール分4度 $<$ 10度

$$(2) \text{麦芽比率} = \frac{200\text{kg}}{200\text{kg} + 480\text{kg} + 320\text{kg}} (20\%) < 25\%$$

$\therefore$  134,250円

#### 4. 発泡酒D

(1) アルコール分9度 $<$ 10度

$$(2) \text{麦芽比率} = \frac{600\text{kg}}{600\text{kg} + 1,000\text{kg} + 400\text{kg}} (30\%)$$

25% $\leq$ 30% $<$ 50%  $\therefore$  155,000円

#### 5. 発泡酒E

(1) アルコール分6度 $<$ 10度

(2) 麦芽を使用していない。

$\therefore$  134,250円

#### 6. 発泡酒F

(1) アルコール分5度 $<$ 10度

$$(2) \text{麦芽比率} = \frac{240\text{kg}}{240\text{kg} + 30\text{kg} + 20\text{kg} \times 35\text{度} \times 1\text{kl}} (24.7\%) < 25\%$$

$\therefore$  134,250円

## 7. 発泡酒G

(1) 糖類の水分の取扱い

$$\text{含有水分重量の割合} = \frac{50\text{kg}}{280\text{kg}} (17.8\%) \leq 20\%$$

∴ 水分の重量は分母に算入。

$$(2) \text{麦芽比率} = \frac{400\text{kg}}{400\text{kg} + 280\text{kg} + 20\text{kg} \times 60\text{度} \times 0.1\text{k}\ell} (50\%) \geq 50\%$$

∴ 181,000円

## 8. 発泡酒H

(1) アルコール分 6度 < 10度

$$(2) \text{麦芽比率} = \frac{300\text{kg} + 100\text{kg}}{300\text{kg} + 1,000\text{kg} + 300\text{kg}} (25\%)$$

$$25\% \leq 25\% < 50\% \quad \therefore 155,000\text{円}$$

## 9. 発泡酒I

(1) アルコール分 5度 < 10度

(2) でん粉の水分の取扱い

$$\text{含有水分重量の割合} = \frac{280\text{kg}}{1,000\text{kg}} (28\%) > 20\%$$

∴ 20%を超える部分の水分の重量は分母に不算入。

$$(3) \text{麦芽比率} = \frac{480\text{kg}}{480\text{kg} + 520\text{kg} + 1,000\text{kg} - 1,000\text{kg} \times (28\% - 20\%)} (25\%)$$

$$25\% \leq 25\% < 50\% \quad \therefore 155,000\text{円}$$

## 10. 発泡酒J

(1) 糖類の水分の取扱い

$$\text{含有水分重量の割合} = 80\% > 20\%$$

∴ 20%を超える部分の水分の重量は分母に不算入。

$$(2) \text{麦芽比率} = \frac{750\text{kg}}{750\text{kg} + 630\text{kg} + 300\text{kg} - 300\text{kg} \times (80\% - 20\%)} (50\%) \geq 50\%$$

∴ 181,000円

## 【解答への道】

### 1. 分子の麦芽の重量に関する論点

- (1) 麦芽を原料の全部又は一部として製造したアルコール含有物(醸造酒又は混成酒)を発泡酒の原料として使用した場合

当該アルコール含有物の原料となった麦芽(蒸留されていない麦芽)の重量を分子に算入する。

- (2) 麦芽を原料の一部として製造した物品(麦芽水あめなど)を発泡酒の原料として使用した場合

当該物品の原料となった麦芽の重量を分子に算入する。

### 2. 分母の水以外の原料の重量に関する論点

- (1) 発泡酒の原料として使用したアルコール含有物(出来上がりの状態で原料の重量の算出が不可能である酒類)の重量の計算

アルコール分1度1kℓにつき20kgとして計算して分母に算入する。

$$\Rightarrow \boxed{20\text{kg}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{アルコール含有物の} \\ \text{アルコール分(倍数)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{アルコール含有物} \\ \text{の容量(kℓ)} \end{array}} = \boxed{\text{〇kgを分母に算入}}$$

- (2) でん粉又は糖類(含糖質物を含む)を発泡酒の原料として使用した場合

- ① でん粉又は糖類に含有される水分の重量の割合が20%を超える場合

20%を超える部分の水分の重量は分母に算入しない。

- ② でん粉又は糖類に含有される水分の重量の割合が20%以下である場合

水分の重量を分母に算入する。

## 問題 4

### 1. 商品 A

- (1) 発泡酒
- (2) 旧酒税法上のその他の発泡性酒類に該当する。

∴ 134,250円

### 2. 商品 B

- (1) その他の醸造酒
- (2) 100,000円

### 3. 商品 C

- (1) 発泡酒
- (2) 旧酒税法上のその他の発泡性酒類に該当しない。

米を原料としたたんぱく質物分解物を使用している。

∴ 181,000円

### 4. 商品 D

- (1) 発泡酒
- (2) 旧酒税法上のその他の発泡性酒類に該当しない。

$$\text{発泡酒の麦芽比率} = \frac{250\text{kg}}{250\text{kg} + 5\text{kg} + 200\text{kg}} \quad (54.9\%) \geq 50\%$$

∴ 181,000円

### 5. 商品 E

- (1) 発泡酒
- (2) 旧酒税法上のその他の発泡性酒類に該当する。

∴ 134,250円

### 6. 商品 F

- (1) 発泡酒
- (2) 旧酒税法上のその他の発泡性酒類に該当しない。

麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた発泡酒を使用していない。

∴ 181,000円

### 7. 商品 G

- (1) 発泡酒
- (2) 旧酒税法上のその他の発泡性酒類に該当しない。

ビールを使用している。

∴ 181,000円

8. 商品H

- (1) リキュール
- (2) 120,000円

9. 商品I

- (1) 発泡酒
- (2) 旧酒税法上のその他の発泡性酒類に該当しない。  
大麦及び小麦を原料としたスピリッツを使用している。  
∴ 181,000円

10. 商品J

- (1) 発泡酒
- (2) 旧酒税法上のその他の発泡性酒類に該当しない。  
エキス分が2度未満である。  
∴ 181,000円

11. 商品K

- (1) 発泡酒
- (2) 香味、色沢その他の性状がビールに類似するものに該当する。  
∴ 181,000円

## 【解答への道】

1. 麦芽及び麦を原料とせず、ホップ又は一定の苦味料を原料の一部とした発泡酒で特別税率(134,250円/ $kl$ )が適用されるものは、次に掲げる酒類(旧酒税法第23条第2項第3号イ及びロに掲げるものに該当するもの)に限られる。

(1) 醸造酒の製法によるもの(エキス分が2度以上のもの)

- ① 糖類、ホップ、水、たんぱく質物分解物(大豆を原料とするものに限る。)及び酵母エキスを原料として発酵させた酒類
- ② 糖類、ホップ、水、たんぱく質物分解物(大豆を原料とするものに限る。)、酵母エキス及びカラメルを原料として発酵させた酒類
- ③ 糖類、ホップ、水、たんぱく質物分解物(えんどうを原料とするものに限る。)及びカラメルを原料として発酵させた酒類
- ④ 糖類、ホップ、水、たんぱく質物分解物(えんどうを原料とするものに限る。)、カラメル及び食物繊維を原料として発酵させた酒類
- ⑤ 糖類、ホップ、水、とうもろこし、たんぱく質物分解物(とうもろこしを原料とするものに限る。)、酵母エキス、アルコール、食物繊維、香味料、クエン酸三カリウム及びカラメルを原料として発酵させた酒類

(2) 混成酒の製法によるもの

発泡酒(麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた酒類で麦芽比率が50%未満のものに限る)に、次のいずれかのスピリッツを加えた酒類でエキス分が2度以上のもの

- ① 大麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物(大麦以外の麦を原料の一部としたものを除く。)を蒸留して製造したスピリッツ
- ② 小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物(小麦以外の麦を原料の一部としたものを除く。)を蒸留して製造したスピリッツ

2. 商品B及びHは発泡性が無いため、発泡酒に該当しない。それぞれの原料及び製法等から、商品Bはその他の醸造酒、商品Hはリキュールに該当し、それぞれの品目をもとにして税率を適用することとなる。

3. ホップ等を原料の一部とすることにより発泡酒に該当するもので基本税率(181,000円/ $kl$ )が適用されるものについては、それぞれ旧酒税法上のその他の発泡性酒類に該当しない理由も簡潔に述べること。

4. 商品Kはビールに類似することにより発泡酒に該当することとなるが、この場合、基本税率(181,000円/ $kl$ )が適用される



## 問題 5

### 1. 単式蒸留焼酎

低アルコール分

$$80,000\text{円} + 10,000\text{円} \times (10.5\text{度} - 8\text{度}) = 100,000\text{円}$$

1度未満切捨

### 2. 発泡酒

(1) アルコール分 5度 < 10度

$$(2) \text{麦芽比率} = \frac{500\text{kg}}{500\text{kg} + 600\text{kg} + 350\text{kg} + 5\text{kg} + 20\text{kg} \times 35\text{度} \times 0.8\text{k}\ell} (24.8\%) < 25\%$$

∴ 134,250円

### 3. ビール

181,000円

### 4. リキュール

$$120,000\text{円} + 10,000\text{円} \times (18.5\text{度} - 12\text{度}) = 180,000\text{円}$$

1度未満切捨

### 5. 果実酒

100,000円

### 6. その他の醸造酒

100,000円

### 7. 原料用アルコール

$$200,000\text{円} + 10,000\text{円} \times (45.5\text{度} - 20\text{度}) = 450,000\text{円}$$

1度未満切捨

### 8. 清酒

100,000円

### 9. 発泡酒

(1) アルコール分 4度 < 10度

(2) 糖類の水分の取扱い

$$\text{含有水分重量の割合} = \frac{22\text{kg}}{60\text{kg}} (36.6\cdots\%) > 20\%$$

∴ 20%を超える部分の水分の重量は分母に不算入。

$$(3) \text{麦芽比率} = \frac{800\text{kg}}{800\text{kg} + 30\text{kg} + 900\text{kg} + 60\text{kg} - (22\text{kg} - (60\text{kg} \times 20\%))} (44.9\%)$$

$25\% \leq 44.9\% < 50\%$  ∴ 155,000円

10. スピリッツ  
370,000円
11. 雑酒（みりん類似）  
20,000円
12. 発泡酒  
(1) アルコール分5度<10度  
(2) 麦芽を使用していない。  
∴ 134,250円
13. 発泡酒  
旧酒税法上のその他の発泡性酒類に該当する。  
∴ 134,250円
14. 合成清酒  
100,000円
15. ブランデー  
370,000円
16. ウイスキー  
 $200,000円 + 10,000円 \times (62.5度 - 20度) = 620,000円$   
1度未満切捨
17. 発泡酒  
アルコール分10度 $\geq$ 10度 ∴ 181,000円
18. 連続式蒸留焼酎  
200,000円
19. 単式蒸留焼酎  
 $200,000円 + 10,000円 \times (33.5度 - 20度) = 330,000円$   
1度未満切捨
20. 発泡酒  
旧酒税法上のその他の発泡性酒類に該当しない。  
ばれいしょを使用している。  
∴ 181,000円
21. みりん  
その他の発泡性酒類 80,000円
22. ビール  
181,000円

23. ブランデー

低アルコール分

$$80,000円 + 10,000円 \times (12度 - 8度) = 120,000円$$

24. 連続式蒸留焼酎

低アルコール分 80,000円

25. 甘味果実酒

$$120,000円 + 10,000円 \times (15.8度 - 12度) = 150,000円$$

1度未満切捨

26. 発泡酒

旧酒税法上のその他の発泡性酒類に該当しない。

単式蒸留焼酎を使用している。

$$\therefore 181,000円$$

27. ウイスキー

その他の発泡性酒類 80,000円

28. 雑酒（みりん類似以外）

200,000円

29. リキュール

低アルコール分 80,000円

30. 発泡酒

(1) アルコール分 6度 < 10度

$$440kg + 1,500kg \times \frac{1000}{10,000}$$

$$(2) \text{ 麦芽比率} = \frac{440kg + 730kg + 570kg + 20kg \times 5度 \times 0.1k\ell}{440kg + 730kg + 570kg + 20kg \times 5度 \times 0.1k\ell} (26\%)$$

$$25\% \leq 26\% < 50\% \quad \therefore 155,000円$$

## 【解答への道】

### 1. 6のその他の醸造酒

ホップを原料の一部としているが、発泡性を有していないため、発泡酒に該当しない。したがって、醸造酒類の基本税率が適用される。

### 2. 9の発泡酒

ぶどう糖の含有水分割合に端数が生じているため、以下により計算した水分の重量を分母から除外することになる。

$$\text{分母から除外する水分の重量} = \text{水分の重量} - (\text{ぶどう糖全体の重量} \times 20\%)$$

### 3. 28の雑酒

28の雑酒について、みりん類似か否かが明記されていないが、エキス分が15度であることから、みりん類似雑酒(エキス分が16度以上であることが要件である。)に該当しないことが明らかである。したがって、みりん類似以外の雑酒として税率を確定することになる。

### 4. 30の発泡酒

麦芽を原料の全部又は一部として製造した酒類の一部(30の発泡酒の原料となったビール)を発泡酒の原料とした場合には、次により計算した麦芽の重量を麦芽比率の計算上、分子に算入する。

$$\text{麦芽の重量} \times \frac{\text{分母のうち発泡酒の原料とした使用数量}}{\text{麦芽を原料の全部又は一部として製造した酒類の数量}}$$

また、蒸留酒以外の酒類であっても、資料の与えられ方(30の発泡酒の原料となったビール)により、原料の重量の算出が不可能な場合には、蒸留酒の場合と同様に20kg換算が必要になることになる。

## 問題 6

### ① 税 率

商 品 名 (品 目)	計 算 過 程	税 率 (円/kℓ)
A (清 酒)		100,000
B (合成清酒)		100,000
C (連続式蒸留 焼酎)	低アルコール分 $80,000円 + 10,000円 \times (12.5度 - 8度) = 120,000円$ 1度未満切捨	120,000
D (単式蒸留 焼酎)		200,000
E (みりん)		20,000
F (ビール)		181,000
G (果実酒)	その他の発泡性酒類	80,000
H (甘味果実酒)		120,000
I (ウイスキー)	$200,000円 + 10,000円 \times (41.9度 - 20度) = 410,000円$ 1度未満切捨	410,000
J (ブランデー)		370,000
K (原料用 アルコール)	$200,000円 + 10,000円 \times (70度 - 20度) = 700,000円$	700,000
L (発泡酒)	(1) アルコール分 7度 < 10度 (2) 麦芽比率 500kg <hr style="width: 50%; margin-left: 0;"/> $500kg + 650kg + 5kg + 400kg + 20kg \times 40度 \times 0.6kℓ$ 24.5% < 25% ∴ 134,250円	134,250
M (発泡酒)	(1) アルコール分 5度 < 10度 (2) 旧酒税法上のその他の発泡性酒類に該当する。	134,250
N (スピリッツ)		370,000

商 品 名 (品 目)	計 算 過 程	税 率 (円/kℓ)
O (スピリッツ)		370,000
P (雑 酒)	みりん類似以外	200,000

② 課税標準数量

商 品 名 (品 目)	計 算 過 程	課税標準数量 (mℓ)
A (清 酒)	1.8ℓ×3,215ケース×10本-1.8ℓ×10本=57.852kℓ (注) 医薬品医療機器等法の規定による酒類の収去は、非課税であるため、課税されない。	57,852,000
B (合成清酒)	1ℓ×1,211ケース×8本=9.688kℓ	9,688,000
C (連続式蒸留 焼酎)	0.5ℓ×843ケース×20本=8.43kℓ	8,430,000
D (単式蒸留 焼酎)	(1) 課税標準たる数量 0.9ℓ×991ケース×12本=10.7028kℓ (2) 未納税移出の適用を受けようとする数量 0.9ℓ×600本=0.54kℓ (3) 課税標準数量 (1)-(2)=10.1628kℓ	10,162,800
E (みりん)	1.8ℓ×342ケース×6本=3.6936kℓ (注) 食品表示法の規定による酒類の収去は、非課税であるため、課税されない。	3,693,600
F (ビール)	0.633ℓ×1,591ケース×12本+0.633ℓ×3,000本 =13.98423kℓ (10mℓ未満切捨)	13,984,230
G (果実酒)	0.72ℓ×646ケース×10本+7.2ℓ=4.6584kℓ (注) 製造場見学者に対する酒類の試飲は、移出とみなされて課税される。	4,658,400
H (甘味果実酒)	0.72ℓ×553ケース×20本=7.9632kℓ	7,963,200
I (ウイスキー)	0.75ℓ×246ケース×10本=1.845kℓ	1,845,000
J (ブランデー)	0.25ℓ×425ケース×24本=2.55kℓ (注) 従業員の過失による製造場内での酒類の滅失は、移出に該当しないため、課税されない。	2,550,000

商品名 (品目)	計 算 過 程	課税標準数量 ( <i>mℓ</i> )
K (原料用 アルコール)	$10 \times 116 \text{ ケース} \times 12 \text{ 本} = 1.392 \text{ kℓ}$	1,392,000
L・M (発泡酒)	$0.350 \times 316 \text{ ケース} \times 24 \text{ 本} + 1.80 \times 298 \text{ ケース} \times 6 \text{ 本} = 5.8728 \text{ kℓ}$	5,872,800
N・O (スピリッツ)	$0.50 \times 421 \text{ ケース} \times 24 \text{ 本} + 0.250 \times 871 \text{ ケース} \times 24 \text{ 本} = 10.278 \text{ kℓ}$	10,278,000
P (雑 酒)	$0.750 \times 219 \text{ ケース} \times 12 \text{ 本} = 1.971 \text{ kℓ}$	1,971,000

### ③ 酒税額

商品名 (品目)	計 算 過 程	酒 税 額 (円)
A (清 酒)	$100,000 \text{ 円} \times 57.852 \text{ kℓ} = 5,785,200 \text{ 円}$	5,785,200
B (合成清酒)	$100,000 \text{ 円} \times 9.688 \text{ kℓ} = 968,800 \text{ 円}$	968,800
C (連続式蒸留 焼酎)	$120,000 \text{ 円} \times 8.43 \text{ kℓ} = 1,011,600 \text{ 円}$	1,011,600
D (単式蒸留 焼酎)	$200,000 \text{ 円} \times 10.1628 \text{ kℓ} = 2,032,560 \text{ 円}$	2,032,560
E (みりん)	$20,000 \text{ 円} \times 3.6936 \text{ kℓ} = 73,872 \text{ 円}$	73,872
F (ビール)	$181,000 \text{ 円} \times 13.98423 \text{ kℓ} = 2,531,145 \text{ 円}$	2,531,145
G (果実酒)	$80,000 \text{ 円} \times 4.6584 \text{ kℓ} = 372,672 \text{ 円}$	372,672
H (甘味果実酒)	$120,000 \text{ 円} \times 7.9632 \text{ kℓ} = 955,584 \text{ 円}$	955,584
I (ウイスキー)	$410,000 \text{ 円} \times 1.845 \text{ kℓ} = 756,450 \text{ 円}$	756,450
J (ブランデー)	$370,000 \text{ 円} \times 2.55 \text{ kℓ} = 943,500 \text{ 円}$	943,500
K (原料用 アルコール)	$700,000 \text{ 円} \times 1.392 \text{ kℓ} = 974,400 \text{ 円}$	974,400

商 品 名 (品 目)	計 算 過 程	酒 税 額 (円)
L・M (発泡酒)	$134,250円 \times 5.8728k\ell = 788,423円$	788,423
N・O (スピリッツ)	$370,000円 \times 10.278k\ell = 3,802,860円$	3,802,860
P (雑 酒)	$200,000円 \times 1.971k\ell = 394,200円$	394,200
酒税額の合計額		21,391,266 円

④ 控除を受けようとする酒税額

商 品 名 (品 目)	計 算 過 程	控除を受けよう とする酒税額 (円)
C (連続式蒸留 焼酎)	再移出控除 (1) 税 率 120,000円 (2) 再移出数量 8.43kℓ (3) 控除税額 $(1) \times (2) = 1,011,600円$	1,011,600
H (甘味果実酒)	戻入控除 (1) 税 率 120,000円 (2) 戻入数量 $0.72\ell \times 3,000本 = 2.16k\ell$ (3) 控除税額 $(1) \times (2) = 259,200円$	259,200



商 品 名 (品 目)	計 算 過 程	控除を受けよう とする酒税額 (円)
L (ブランデー)	原料使用控除 (1) 税 率 $200,000円 + 10,000円 \times (40度 - 20度) = 400,000円$ (2) 原料使用数量 0.6kℓ (3) 控除税額 $(1) \times (2) = 240,000円$	240,000
控除税額の合計額		1,510,800 円

⑤ 納付すべき酒税額

計 算 過 程	納付すべき酒税額
$21,391,266円 - 1,510,800円 = 19,880,466円$ $\rightarrow 19,880,400円$ (100円未満切捨)	19,880,400 円

## 【解答への道】

### 1. 発泡酒の税率（商品L）

発泡酒の原料として使用されたブランデーについては、当該ブランデーの容量(kℓ)をアルコール分1度1kℓにつき20kgとして換算して、麦芽比率の計算上、分母に算入することになる。

### 2. 発泡酒の税率（商品M）

商品Mは、麦芽及び麦を原料の一部とせず、ホップを原料の一部とした発泡酒であり、旧酒税法上のその他の発泡性酒類に該当するため、特別税率(134,250円/kℓ)が適用される。

### 3. 雑酒の税率（商品P）

原料や製造方法から当該雑酒は、みりん類似雑酒に該当しないことが明らかである。

### 4. 免税がある場合の課税標準数量の表示（商品D）

未納税移出適用酒類の移出数量が示されているため、当該数量が表中の移出数量に含まれているのか否かを確認して、課税標準数量の計算上、3本立てで必ず示すこと。

### 5. 課税標準数量の確定（商品F）

7月20日に酒類販売業者である乙株式会社に譲渡した5,000本のうち、移出時課税の対象になるものは、7月25日に実際に当該製造場から搬出された3,000本である。製造場内にある酒類は、みなし規定や酒税法違反に該当しない限り、酒税の課税対象にはならない。

### 6. 税額控除

No.2の確認項目ではあるが、上級コースは、受験に必要な範囲を一通り学習し終えていることを前提としているため、税額控除の計算パターンを忘れていない人は、早めを確認しておくこと。

#### (1) 控除時期

##### ① 戻入控除

返品を受けた月の前月分以後の納税申告書(移出と返品が同月の場合には、返品を受けた月分以後の納税申告書)から控除する。

##### ② 再移出控除

再移出した月分以後の納税申告書から控除する。

##### ③ 原料使用控除

使用した月分以後の納税申告書から控除する。

#### (2) 控除税額の計算

##### ① 戻入控除

$\text{移出時の品目に基づいた税率} \times \text{返品数量} k\ell = \text{控除税額}$
---

② 再移出控除

(1) 税率  
移入した課税済酒類の課税時の税率

(2) 再移出数量

① 移出数量  
容器の容量( $\ell$ ) $\times$ 再移出本数 $= Ak\ell$

② (再移出控除適用酒類の)混和率  

$$\left. \begin{array}{l} \text{移入した課税済酒類の使用数量}(\ell) \times \text{度数} = \textcircled{A}\ell \\ \text{未課税酒類の使用数量}(\ell) \times \text{度数} = \textcircled{B}\ell \end{array} \right\} \text{計}\textcircled{C}\ell$$

$$\frac{\textcircled{A}\ell}{\textcircled{C}\ell} \times 1,000 = B \text{ (小数点以下四捨五入)}$$

③ 度数換算係数  

$$\frac{\text{出来上りの度数}}{\text{移入した課税済酒類の度数}} \times 1,000 = C \text{ (小数点以下四捨五入)}$$

④ 再移出数量  

$$Ak\ell \times \frac{B}{1,000} = \square k\ell \text{ (1ml未満切捨)}$$

$$\downarrow$$

$$\square k\ell \times \frac{C}{1,000} = \bigcirc k\ell \text{ (1ml未満切捨)}$$

(3) 控除税額  
(1) $\times$ (2) $=$  $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円

◆ 本問の商品 C (連続式蒸留焼酎) は、他の酒類製造者の製造場から課税移入したものをそのまま再移出しているため、移出に係る酒税額と再移出控除額は基本的に一致することになる。

◆ 本問の商品 I (ウイスキー) については、他の酒類製造者の製造場から未納税移入したものであるため、再移出控除の適用はない。

③ 原料使用控除

(1) 税率  
移入した課税済酒類の課税時の税率

(2) 原料使用数量

① 原料使用酒類の使用数量  
A kℓ (法47①に従って当月使用した原料使用酒類の数量)

② (原料使用控除適用酒類の)混和率  
移入した課税済酒類の使用数量(ℓ)×度数=Ⓐℓ  
未課税酒類の使用数量(ℓ)×度数=Ⓑℓ } 計Ⓒℓ

$\frac{\text{Ⓐ}\ell}{\text{Ⓒ}\ell} \times 1,000 = \text{B}$  (小数点以下四捨五入)

③ 度数換算係数  
 $\frac{\text{原料使用酒類の度数}}{\text{移入した課税済酒類の度数}} \times 1,000 = \text{C}$  (小数点以下四捨五入)

④ 原料使用数量  
$$\text{A k}\ell \times \frac{\text{B}}{1,000} = \square \text{k}\ell \text{ (1 ml未満切捨)}$$
  
↓  
$$\square \text{k}\ell \times \frac{\text{C}}{1,000} = \bigcirc \text{k}\ell \text{ (1 ml未満切捨)}$$

(3) 控除税額  
(1) × (2) = ○○○円

◆ 本問の商品Lの原料として使用された課税済のブランデーについては、丙株式会社が保税地域から引き取った時点で課された酒税額のうち当月使用した数量(0.6kℓ)に対応する部分の金額が、そのまま原料使用控除額となる。

7. 課税標準数量の確定 (商品L、商品M、商品N、商品O)

- (1) 発泡酒については、LとMの税率の適用区分が同じであるため、1つの課税標準数量としてまとめなければならない。
- (2) スピリッツについては、NとOの税率の適用区分が同じであるため、1つの課税標準数量としてまとめなければならない。

## 問題 7

### ① 税 率

商 品 名 (品 目)	計 算 過 程	税 率 (円/kℓ)
A (清 酒)		100,000
B (ビール)		181,000
C (ビール)		181,000
D (連続式蒸留 焼酎)	低アルコール分 $80,000円 + 10,000円 \times (9.9度 - 8度) = 90,000円$ 1度未満切捨	90,000
E (単式蒸留 焼酎)	$200,000円 + 10,000円 \times (41.7度 - 20度) = 410,000円$ 1度未満切捨	410,000
F (合成清酒)	その他の発泡性酒類	80,000
G (リキュール)	低アルコール分 $80,000円 + 10,000円 \times (11.5度 - 8度) = 110,000円$ 1度未満切捨	110,000
H (みりん)		20,000
I (ウイスキー)	低アルコール分 $80,000円 + 10,000円 \times (12.5度 - 8度) = 120,000円$ 1度未満切捨	120,000
J (雑 酒)	みりん類似	20,000
K (雑 酒)	みりん類似以外 $200,000円 + 10,000円 \times (22度 - 20度) = 220,000円$	220,000
L (果実酒)		100,000
M (甘味果実酒)	$120,000円 + 10,000円 \times (16.5度 - 12度) = 160,000円$ 1度未満切捨	160,000

商 品 名 (品 目)	計 算 過 程	税 率 (円/kℓ)
N (スピリッツ)	$200,000円 + 10,000円 \times (37.5度 - 20度) = 370,000円$ 1度未満切捨	370,000
O (発泡酒)	(1) アルコール分7度<10度 (2) でん粉の水分の取扱い 含有水分重量の割合=34%>20% ∴ 20%を超える部分の水分の重量は分母に不算入。 (3) 麦芽比率 $\frac{250kg}{250kg + 400kg + 220kg + 150kg - 150kg \times (34\% - 20\%)} (25\%)$ $25\% \leq 25\% < 50\%$	155,000
P (発泡酒)	(1) アルコール分7度<10度 (2) 麦芽を使用していない。	134,250
Q (その他の醸造酒)		100,000

② 課税標準数量

商 品 名 (品 目)	計 算 過 程	課税標準数量 (mℓ)
A (清 酒)	$1.8ℓ \times 9,990本 = 17.982kℓ$ (注) 食品衛生法の規定による酒類の収去は、非課税であるため、課税されない。	17,982,000
B・C (ビール)	$0.633ℓ \times 2,388ケース \times 24本 + 0.633ℓ \times 24本 + 0.334ℓ \times 1,426$ ケース $\times 24本 + 0.334ℓ \times 128本 = 47.76725kℓ$ (10mℓ未満切捨) (注) 公的機関主催の品評会への酒類の出品は、移出に該当するため、課税される。 (注) 製造場見学者に対する販売促進のための見本品の無料配付は、移出に該当するため、課税される。	47,767,250
D (連続式蒸留 焼酎)	$0.25ℓ \times 1,200ケース \times 24本 = 7.2kℓ$	7,200,000
E (単式蒸留 焼酎)	$0.9ℓ \times 954ケース \times 12本 - 0.9ℓ \times 2,400本 = 8.1432kℓ$	8,143,200

商 品 名 (品 目)	計 算 過 程	課税標準数量 ( <i>mℓ</i> )
F (合成清酒)	0.75ℓ×950ケース×12本=8.55kℓ (注) 不法侵入者による製造場からの酒類の搬出は、不法侵入者が課税されるため、製造者は課税されない。	8,550,000
G (リキュール)	0.35ℓ×852ケース×24本=7.1568kℓ	7,156,800
H (みりん)	1.8ℓ×370ケース×12本+1.233ℓ=7.99323kℓ(10 <i>mℓ</i> 未満切捨) (注) 製造場内での品質検査のための酒類の試飲は、移出とみなされて課税される。	7,993,230
I (ウイスキー)	0.75ℓ×540ケース×12本+0.75ℓ×3ケース×12本 =4.887kℓ (注) 在日アメリカ大使館への酒類の販売は、移出に該当するため、課税される。	4,887,000
J (雑 酒)	1ℓ×625ケース×12本=7.5kℓ	7,500,000
K (雑 酒)	0.7ℓ×332ケース×12本=2.7888kℓ	2,788,800
L (果実酒)	0.25ℓ×2,140ケース×24本=12.84kℓ	12,840,000
M (甘味果実酒)	0.35ℓ×1,352ケース×24本=11.3568kℓ	11,356,800
N (スピリッツ)	1.2ℓ×3,490本=4.188kℓ (注) 当該職員による酒類の見本の採取は、課税されない。	4,188,000
O (発泡酒)	0.5ℓ×2,621ケース×24本=31.452kℓ	31,452,000
P (発泡酒)	0.5ℓ×1,020ケース×24本=12.24kℓ	12,240,000
Q (その他の醸造酒)	0.004kℓ (注) 所轄税務署長の承認を受けた製造場見学者に対する清酒もろみの試飲は、移出とみなされて課税される。また、清酒もろみは、その他の醸造酒とみなされる。	4,000

③ 酒税額

商 品 名 (品 目)	計 算 過 程	酒 税 額 (円)
A (清 酒)	$100,000円 \times 17.982k\ell = 1,798,200円$	1,798,200
B・C (ビール)	$181,000円 \times 47.76725k\ell = 8,645,872円$	8,645,872
D (連続式蒸留 焼酎)	$90,000円 \times 7.2k\ell = 648,000円$	648,000
E (単式蒸留 焼酎)	$410,000円 \times 8.1432k\ell = 3,338,712円$	3,338,712
F (合成清酒)	$80,000円 \times 8.55k\ell = 684,000円$	684,000
G (リキュール)	$110,000円 \times 7.1568k\ell = 787,248円$	787,248
H (みりん)	$20,000円 \times 7.99323k\ell = 159,864円$	159,864
I (ウイスキー)	$120,000円 \times 4.887k\ell = 586,440円$	586,440
J (雑 酒)	$20,000円 \times 7.5k\ell = 150,000円$	150,000
K (雑 酒)	$220,000円 \times 2.7888k\ell = 613,536円$	613,536
L (果実酒)	$100,000円 \times 12.84k\ell = 1,284,000円$	1,284,000
M (甘味果実酒)	$160,000円 \times 11.3568k\ell = 1,817,088円$	1,817,088
N (スピリッツ)	$370,000円 \times 4.188k\ell = 1,549,560円$	1,549,560
O (発泡酒)	$155,000円 \times 31.452k\ell = 4,875,060円$	4,875,060



商品名 (品目)	計算過程	酒税額 (円)
P (発泡酒)	$134,250円 \times 12.24k\ell = 1,643,220円$	1,643,220
Q (その他の醸造酒)	$100,000円 \times 0.004k\ell = 400円$	400
酒税額の合計額		28,581,200 円

④ 控除を受けようとする酒税額

商品名 (品目)	計算過程	控除を受けようとする酒税額 (円)
D (連続式蒸留焼酎)	再移出控除 (1) 税率 $200,000円 + 10,000円 \times (33度 - 20度) = 330,000円$ (2) 再移出数量 ① 移出数量 $7.2k\ell$ ② 度数換算係数 $\frac{9.9度}{33度} \times 1,000 = 300$ ③ 再移出数量 $7.2k\ell \times \frac{300}{1,000} = 2.16k\ell$ (3) 控除税額 $(1) \times (2) = 712,800円$	712,800
G (リキュール)	戻入控除 (1) 税率 $110,000円$ (2) 戻入数量 $0.35\ell \times 580本 = 0.203k\ell$ (3) 控除税額 $(1) \times (2) = 22,330円$	22,330
控除税額の合計額		735,130 円

⑤ 納付すべき酒税額

計 算 過 程	納付すべき酒税額
28,581,200円－735,130円＝27,846,070円→27,846,000円（100円未満切捨）	27,846,000 円

【解答への道】

1. 発泡酒の税率（商品O）

商品Oの発泡酒の原料として使用されたでん粉については、含有水分の重量の割合が20%を超えているため、20%を超える部分については、麦芽比率の計算上、分母から除外することになる。

2. 課税標準数量

表で与えられている課税標準数量に関する資料から、酒類販売業者（酒類の販売業免許を受けた者）に対する課税移出以外のものについては、表中の数量に含まれていないものとして計算すること。

3. 課税標準数量の確定（商品B及び商品C）

ビールについては、商品Bと商品Cの税率の適用区分が同じであるため、1つの課税標準数量としてまとめていき、最後に10mℓ未満(kℓ単位の場合には、小数点以下第5位未満)の端数を切り捨てることになる。

4. 再移出控除（商品D）

課税済の連続式蒸留焼酎に水を加えて再移出しているため、再移出数量は、当月の課税移出数量に度数換算係数を乗じて求めることになる。

5. 課税標準数量の確定（商品E）

令和6年4月5日に未納税移出した当該単式蒸留焼酎2,400本については、7月5日までに延期手続の適用を受けた未納税移入明細書を提出することができなかったことにより、未納税移出の適用による酒税の免除という法的効果は消滅することになるが、この場合には、当初の移出の事実に基づいて納税義務が発生することになる。つまり、未納税移出した4月分の修正申告の対象になるため、7月中の課税移出には該当しないことになる。

# 理論マスター

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ  
テーマ1-1

## 1-1 納税義務の成立

〔ランクA〕

### ■ 趣 旨 ■

重要度○

酒税を最終的に負担する者は、その酒類を飲用する消費者である。したがって、その課税方式は、消費税本来の建前からいえば、できるだけ最終消費に近い時点をとらえることが望ましい。しかし、徴税技術の点から、酒税法では、酒類の生産、販売、消費の各段階の中で関係者の最も少ないものとして、国産酒類については酒類の製造者を、輸入酒類については酒類引取者を酒税の納税義務者とし、それぞれ、酒類を製造場から移出した時又は保税地域から引き取った時をとらえて納税義務を発生させることにしている。

また、酒税法ではこのほかに、酒税の確保を図る必要から、例外的な措置として、製造場からの移出又は保税地域からの引取りそのものではない場合であっても、移出又は引取りとみなして納税義務を発生させることにしている。

なお、酒税法の規定に違反した場合には、製造場からの移出に該当せず、移出とみなす規定もないが、納税義務の成立の原則に対する例外として、納税義務が発生するものとして、直ちにその酒税が徴収され、罰則に処せられることになる。

### 1. 納税義務者の原則（法6）

重要度◎

- (1) 酒類の製造者は、その製造場から移出した酒類につき、酒税を納める義務がある。
- (2) 酒類を保税地域から引き取る者は、その引き取る酒類につき、酒税を納める義務がある。

### 2. 移出又は引取り等とみなす場合（法6の3）

重要度◎

- (1) 次のいずれかに該当するときは、その該当することとなった時にその酒類等をその製造場から移出したものとみなす。
  - ① 酒類等が酒類等の製造場において飲用された場合において、その飲用につき、その製造者の責めに帰することができるとき。

- ② 酒類の製造免許に付された期限が経過した場合もしくは酒類等の製造免許が取り消された場合又は酒類等の製造者の相続人につき酒類等の製造免許を受けたものとみなされない場合において、その取り消された又は消滅した製造免許に係る酒類等がその製造場に現存するとき。

ただし、その期限の経過又は申請に基づく製造免許の取消しと同時に必要な行為の継続の規定による酒類の販売の継続を認められた場合を除く。

- ③ 酒類等の製造免許を強制的に取り消された者が必要な行為の継続の規定の適用を受けて酒類等を製成したとき。
- ④ 酒類等の製造場に現存する酒類等が滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価されたとき。

ただし、未納税移出の規定の適用を受けて酒類の製造場からその酒類を移出する場合を除く。

- (2) 酒類等が酒類等の製造者の製造場において飲用された場合において、その飲用につき、その製造者の責めに帰することができないときは、その飲用者とその酒類等に係る酒類等の製造者とみなし、その飲用者が飲用の時にその酒類等をその製造場から移出したものとみなす。
- (3) 酒類等が保税地域において飲用される場合には、その飲用者が飲用の時にその酒類等をその保税地域から引き取るものとみなす。
- (4) 酒類等が酒類等の製造者の製造場から移出された場合において、その移出につき、その製造者の責めに帰することができないときは、その酒類等を移出した者を酒類等の製造者とみなす。
- (5) 酒母又はもろみについて(1)から(4)までの規定の適用があった場合においては、その酒母又はもろみは、その他の醸造酒とみなし、酒母又はもろみの製造者（酒母又はもろみの製造者とみなされた者を含む。）は、その他の醸造酒の製造者とみなす。

### 3. 収去酒類の非課税（法6の4、令10）

重要度○

次に掲げる酒類がその製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる場合には、その酒類には、酒税を課さない。

- (1) 食品衛生法の規定により収去される酒類
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定により収去される酒類
- (3) 食品表示法の規定により収去される酒類

#### 4. 酒税法の規定に違反した場合の納税義務の成立及び罰則 (法54①②⑤⑥、56①五③、58①五・六・七・八②～④)

重要度○

次のいずれかに該当する場合には、酒税法の規定に違反したことにより、直ちにその酒税を徴収する。

ただし、(1)又は(2)の場合において、没収された酒類等には、酒税を課さない。

また、(1)、(2)、(5)又は(6)の場合において、酒母又はもろみは、その他の醸造酒とみなす。

- (1) 酒類等の製造免許を受けないで、酒類等を製造した場合又は酒類等の製造に着手してこれを遂げない場合。(10年以下の懲役又は原則100万円以下の罰金)
- (2) 法令において認められる場合のほか、製造免許を受けない者の製造した酒類等又は輸入した酒類等で関税法の規定による輸入の許可を受けないものを所持し、譲り渡し、又は譲り受けた場合において、酒類等の製造者が判明しないとき。(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)
- (3) 酒類製造者が担保を提供し、もしくは納税の担保として酒類の保存につき承認を受けるまで容器に封を施された酒類又は納税の担保としての保存酒類を処分し、又は製造場から移出した場合。(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)
- (4) 酒類製造者が製造免許を受けないで製造した原料用酒類を承認を受けないで製造場から移出した場合。(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)
- (5) 酒母又はもろみの製造者が酒母又はもろみを承認を受けないで処分し、又は製造場から移出した場合。(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)
- (6) 酒母又はもろみの製造者が不可飲処置の命令に違反して酒母又はもろみを処分し、又は製造場から移出した場合。(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

#### 5. 用語の意義

重要度○

- (1) 酒類等とは、酒類又は酒母もしくはもろみをいう。
- (2) 酒類製造者とは、酒類の製造免許を受けた者をいう。



